

5. 大型車誘導区間追加指定箇所の検討

本章は、大型車誘導区間の追加指定へ向け、追加指定必要箇所の整理を行った。

本検討においては、大型車誘導区間の追加指定候補区間となるような鉄道貨物駅へのラストワンマイルなど、企業の生産性向上に資する追加指定必要箇所に関する考え方を整理し、次回改訂の進め方に関する事務連絡に対する基礎資料（新規区間に伴う追加指定候補区間の整理、除外区間の実態整理）の作成を行った。

5.1 大型車誘導区間追加指定に関する考え方の整理

大型車誘導区間の追加指定に関する基本方針について、以下に整理する。

平成 26 年 10 月より運用開始された大型車誘導区間であるが、既存の大型車誘導指定区間と物流拠点を結ぶラストワンマイル（主に重要港湾、鉄道貨物駅など）やアクセス道路等が大型車誘導区間に指定されていない。そのため、特車通行許可申請を行う物流事業者（申請者）にとつては、大型車誘導区間で申請経路を完結できないため、大型車誘導区間の追加指定を道路管理者に求める要望が高まっている。

上記の課題を踏まえて、過年度業務（平成 26 年度「関東管内道路の物流効率化に関する検討業務」、平成 28 年度「関東管内交通状況分析検討業務」）にて、大型車誘導区間の追加指定区間候補として優先度の高い区間を抽出した。

本業務では、道路管理者が大型車誘導区間の告示対象路線で除外区間としている区間の特徴について整理を行い、過年度に検討した大型車誘導区間追加指定区間の基本方針の見直しが必要か否かを検討することを目的とする。

現在、大型車誘導区間を取り巻く主な課題を以下に挙げる。

a) 未収録道路のラストワンマイルが存在する

物流事業所までのラストワンマイルでは未収録道路となっているケースが多く、その場合には当該自治体において道路情報便覧の収録作業が必要となるが、予算・人員不足や、複数の自治体間での調整（市町村道の場合には接続する上位の道路管理者によるスパン分割作業に派生）が生じるため、収録化が進まない。

b) 経路が大型車誘導区間のみで完結しない

申請経路の OD が、大型車誘導区間のみで完結した経路で作成することが難しく、申請者は特典（審査の迅速化、手数料割引）を受けることができていない。

本章での検討の流れを以下に示す。

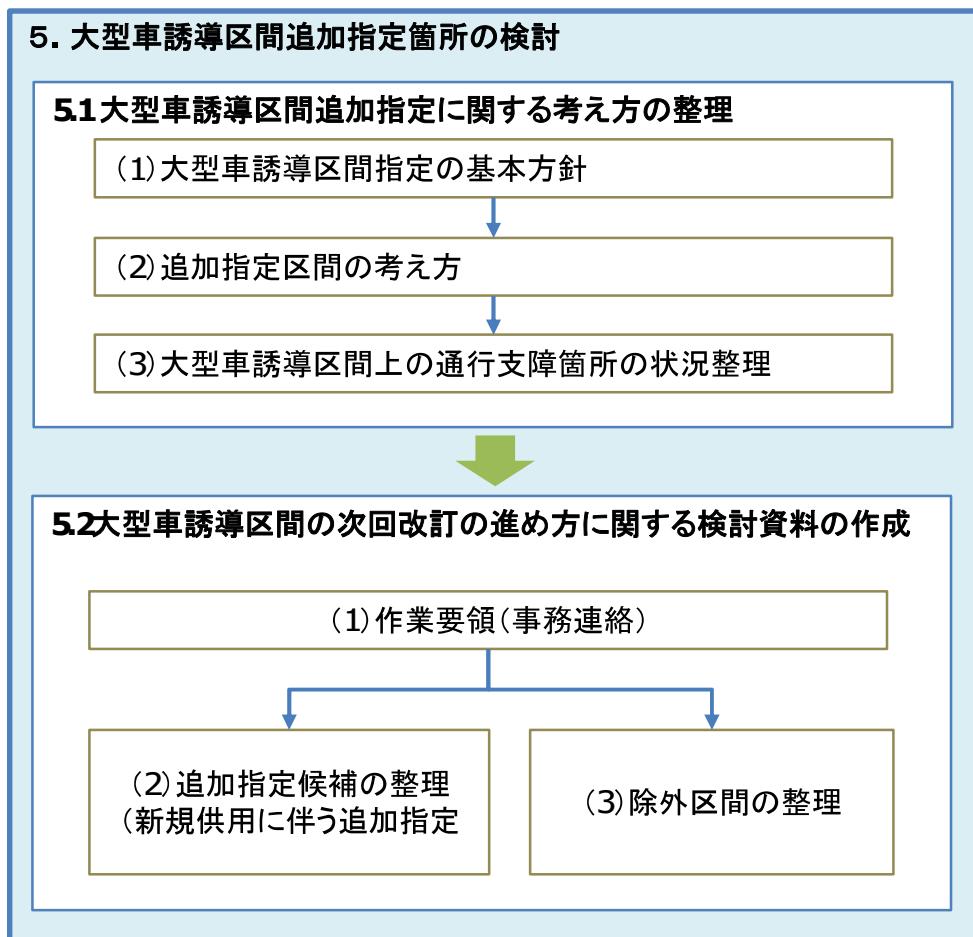


図 5.1-1 検討フロー

(1) 大型車誘導区間指定の基本方針

大型車両の通行を望ましい経路へ誘導することにより、適正な道路利用を促進し、道路の老朽化への対応を進めるため、平成25年6月5日に公布された「道路法等の一部を改正する法律」では、国土交通大臣において、大型車両の通行を誘導すべき道路の区間（以下「大型車誘導区間」という。）を指定した上で、一定の大型車両に関する通行許可手続を一元的に実施された（平成26年5月30日施行）。同年10月27日より運用開始。

平成26年10月の運用当初では、大型者誘導区間の指定区間は、高速自動車道と一般国道を中心として約3.4万kmであった。（特殊車両の通行の約8割に相当）

<H26.10導入当初の大型車誘導区間の指定状況>

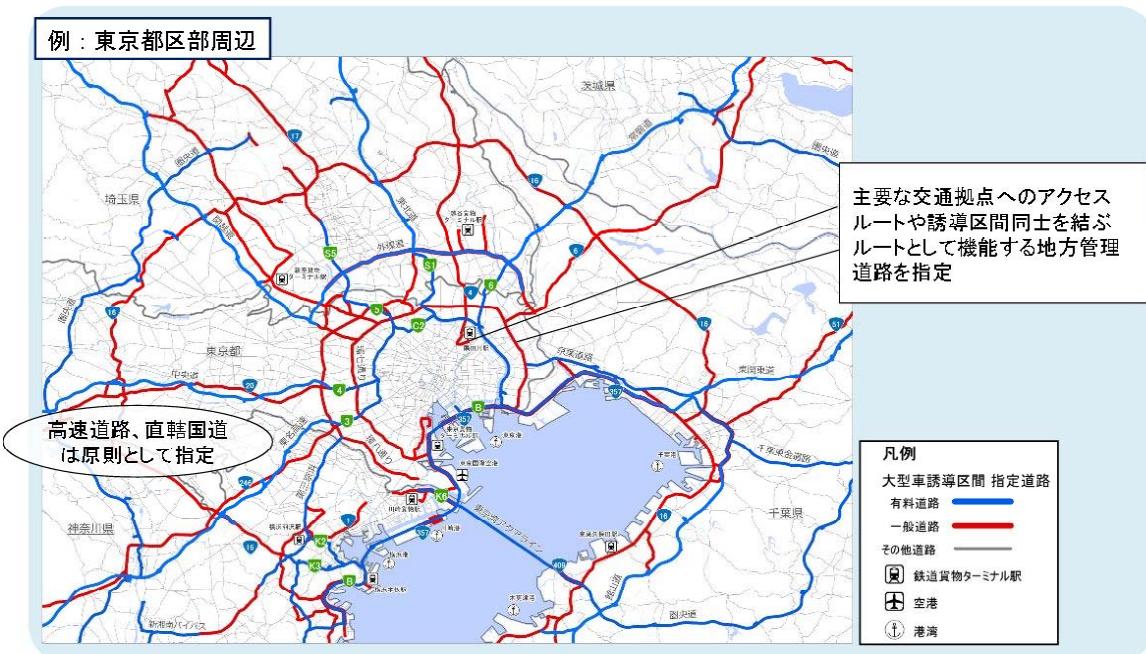
- ・高速道路（原則全線指定※） 9,660 km
 - ・直轄国道（原則全線指定※） 21,450 km
 - ・地方管理道路（主要港湾・空港・
鉄道貨物駅を結ぶ道路等を指定） 2,720 km
- 〔※都心部の区間、バイパス整備後の直轄国道現道の
区間等を除く〕

合計 33,830 km

大型車誘導区間にに関する今回の指定の考え方

参考資料2-2

高速道路や直轄国道といった基幹的な道路ネットワークに加え、空港、港湾、鉄道駅等の主要な交通拠点へのアクセスルート等として利用される地方管理道路を指定。



記者発表資料) http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000445.html (参考資料2)

図 5.1-2 大型車誘導区間の指定の考え方（基本方針）

(2) 追加指定区間の考え方

国交省では、今後の大型車誘導区間を充実させていく方針として、道路ネットワークの整備状況、大型車の通行状況、物流事業者等の意見等を踏まえながら、必要に応じ追加指定を実施していくものとされている。

なお、追加指定区間にあたっては、道路局企画課道路経済調査室が主導のもと、全国展開されている。

1) 國際戦略・拠点港湾とのラスト1マイルの追加

大型車の適正な道路利用や国際競争力強化の観点から、平成28年4月1日より、大型車誘導区間の追加指定区間として約700kmが追加された。

大型車誘導区間の総延長は約34,900km(+約700km)となった。

また、更なる追加指定の観点として、大型車誘導区間において、渋滞や事故を避けた効率的な経路選択が可能となるETC2.0特車ゴールド制度と連携しながら、物流効率化による生産性向上に資する区間の充実を図るよう指針が示された。

出展) http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000645.html

表 5.1-1 関東地整管内の物流系交通拠点

類型	施設カテゴリ	施設数	施設名
港湾	国際戦略港湾	3 港湾	東京港、横浜港、川崎港
	国際拠点港湾	1 港湾	千葉港
	重要港湾	4 港湾	茨城港、鹿島港、木更津港、横須賀港
貨物 鉄道 駅	トップリフター配置駅	13 駅	宇都宮(タ)、熊谷(タ)、越谷(タ)、 神栖、京葉久保田、新座(タ)、隅田川、 横浜羽沢、川崎貨物、東京(タ)、横浜本牧、 倉賀野、南松本
空港	拠点空港(会社管理空港)	1 空港	成田国際空港
	拠点空港(国管理空港)	1 空港	東京国際空港

凡例 濃緑地白字 : H26 開始当初に指定済み、薄緑字黒字 : H27 追加指定、白地黒字 : 未指定

現在の特車指定道路地図の道路情報便覧のネットワークに反映されている大型車誘導区間（平成 28 年 4 月 1 日時点）の指定状況を下図に示す。



公開用 HP) <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/shiteidouro/tokusya/q02-c/index.html>

図 5.1-3 大型車誘導区間の指定状況（現在：平成 28 年 4 月 1 日）

2) 重要性の高い物流拠点の整理

大型車誘導区間の指定区間の充実を図るため、大型車誘導区間追加指定区間候補の検討対象として、関東地整内における物流拠点として8類型が抽出された。

検討対象となっている法令や制度的観点から重要性が高いと認められる物流拠点の類型を以下に整理する。

表 5.1-2 法令や制度的観点から重要性が高いと認められる物流拠点

類型	根拠法令等	該当箇所数	誘導区間接続数	指定率
特定流通業務施設	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第2条第3号の特定流通業務施設	83	31	37.3%
流通業務団地	都市計画法第11条第1項第10号の流通業務団地	6	3	50.0%
工業団地	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の工業団地造成事業により整備された工業団地	44	4	9.1%
中央卸売市場	卸売市場法第2条第3項の中央卸売市場	19	3	15.8%
トラックターミナル	自動車ターミナル法の一般トラックターミナル	4	3	75.0%
指定保税地域	財務大臣が指定した保税地域	11	4	36.4%
総合保税地域	税関長が許可した保税地域	2	2	100%
インランドデポ ^②	国際基幹航路の我が国への寄港を維持・拡大するための国際コンテナ戦略港湾政策	7	4	57.1%

凡例 緑地白字：誘導区間沿線に立地する施設あり、白地黒字：沿線立地なし（該当なし）

3) 鉄道貨物駅（追加する物流拠点）

新たな物流拠点として、関東地方整備局管内（9都県：関東地方+山梨県、長野県）における、定期的に貨物取扱いを行う鉄道貨物駅を提案された。

関東管内に鉄道貨物駅は40駅あり、以下に立地状況を整理する。

なお、ORS（オフレールステーション）は、鉄道が乗り入れる貨物駅ではないが、トラックによる貨物取扱いのみを行う扱い上の駅である。

※平成28年度「関東管内交通状況分析検討業務」より

表 5.1-3 関東地方整備局管内の鉄道貨物駅

所在地(都県)	貨物駅名	所在地(都県)	貨物駅名
東京都	東京貨物ターミナル	千葉県	千葉貨物
	隅田川		浜五井
	越中島貨物		京葉市原
茨城県	神栖	千葉県	北袖
	奥野谷浜		甲子
	日立		玉前
	土浦		京葉久保田
	水戸 ORS		根岸
栃木県	宇都宮貨物ターミナル	神奈川県	横浜羽沢
	矢板 ORS		川崎貨物
群馬県	倉賀野		梶ヶ谷貨物ターミナル
	安中		相模貨物
埼玉県	新座貨物ターミナル		横浜本牧
	越谷貨物ターミナル		本牧埠頭
	熊谷貨物ターミナル		扇町
	三ヶ尻		浜川崎
	武川		安善
	武州原谷		浮島町
	羽生 ORS		末広町
長野県	南松本	山梨県	千鳥町
	北長野		竜王
	坂城		

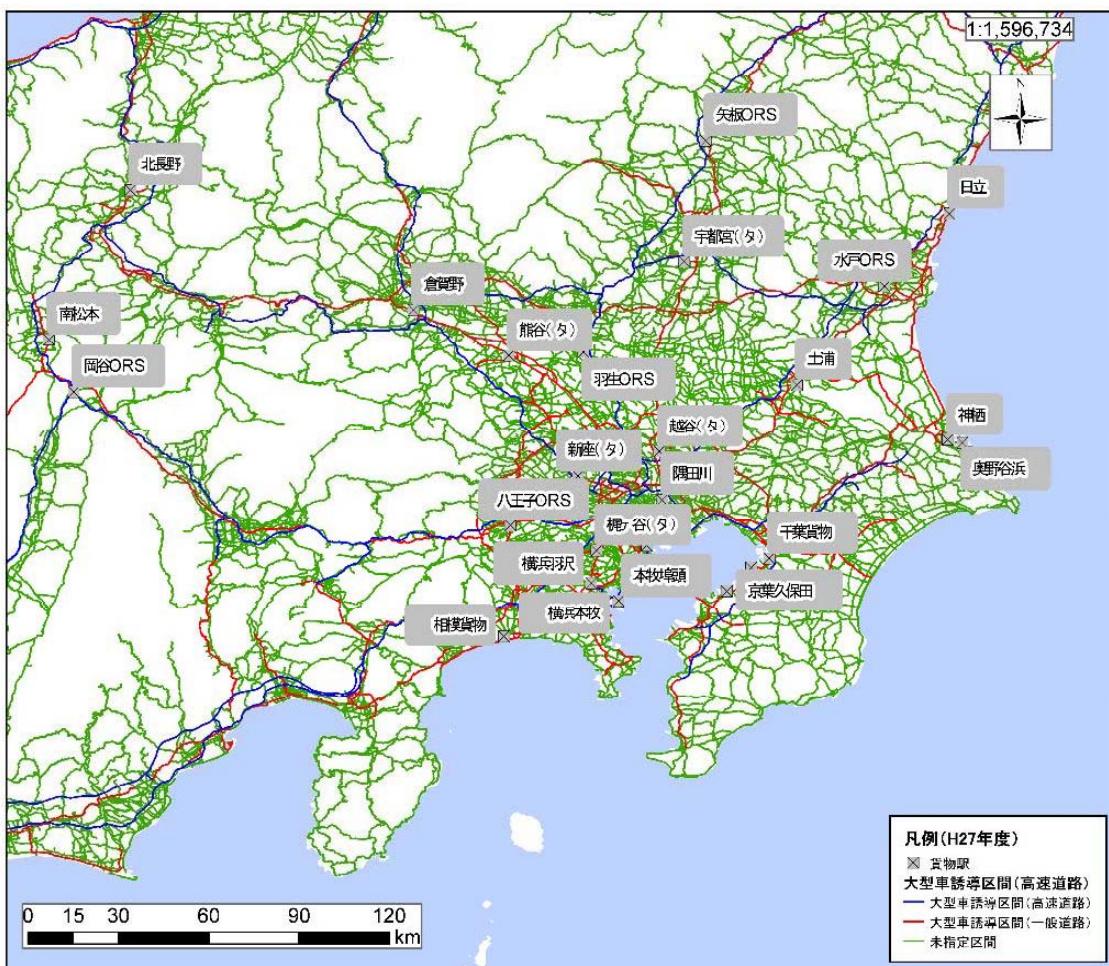


図 5.1-4 関東地方整備局管内の貨物駅（抜粋）

(3) 大型車誘導区間上の通行支障箇所の状況整理

関東地方整備局管内における大型車誘導区間上の支障箇所を整理し、道路種別、都道府県別の集計や通行支障箇所図の作成を行った。

1) 支障箇所の概要

大型車誘導区間における「通行支障箇所」の定義を以下に示す。

特殊車両通行許可の審査に用いる道路情報（道路情報便覧）を基に、以下の場合を通行支障箇所と判定される。

a) 寸法

対向車線にはみ出して通行する場合

b) 重量

当該車両が単独で通行しないと橋梁の耐荷力をオーバーする場合

支障箇所を通行する車両は、当該車両の前後に誘導車を配置して通行することが必要となる。近年では、新規事業の必要性や事業評価における項目として、通行支障箇所の解消が上げられる。

表 5.1-4 通行支障箇所の分類

障害種別	基準車両に対する 支障箇所の基準	直轄国道における 支障箇所の例
狭小幅員	車道幅員 3.5m 未満	側道等
曲線障害	車道幅員 5.0m 未満 かつ曲線半径 45m 未満	ランプ部等
上空障害	高さ 4.1m 未満	高さ指定道路以外のトンネル、 ボックスカルバート等
交差点	折進時に對向車線を侵す	流出側が片側1車線で鋭角に折進する交差点
橋梁	設計荷重 14t 未満 (昭和 31 年 2 等橋)	重さ指定道路以外の橋梁

2) 通行支障箇所の状況

通行支障箇所の平成27年9月時点と平成28年3月時点における解消状況を整理した。

表 5.1-5 支障箇所の解消状況

項目	平成27年4月		平成27年9月		平成28年3月	
	支障箇所数	支障箇所数	解消数	支障箇所数	解消数	
狭小幅員	2	1	-1	1	-1	
曲線部	84	83	-1	79	-5	
上空障害	55	54	-1	41	-14	
橋梁箇所	12	12	0	8	-4	
交差点	169	166	-3	187	+18	
合計	322	316	-6	316	-6	
(参考)						
通行規制	22	20	-2	19	-3	
通行不可	0	0	0	0	0	

※ 解消数は平成27年4月時点を基準とした。

5.2 大型車誘導区間の次回改訂の進め方に関する検討資料の作成

平成29年4月21日に道路局企画課道路経済調査室より、「大型車誘導区間の次回改訂の進め方の検討に向けた作業について（依頼）」に関する事務連絡が通達された。

本業務では、この事務連絡の作業要領に沿って、必要な資料作成を行った。

(1) 作業要領

事務連絡および作業要領を以降に以下に示す。

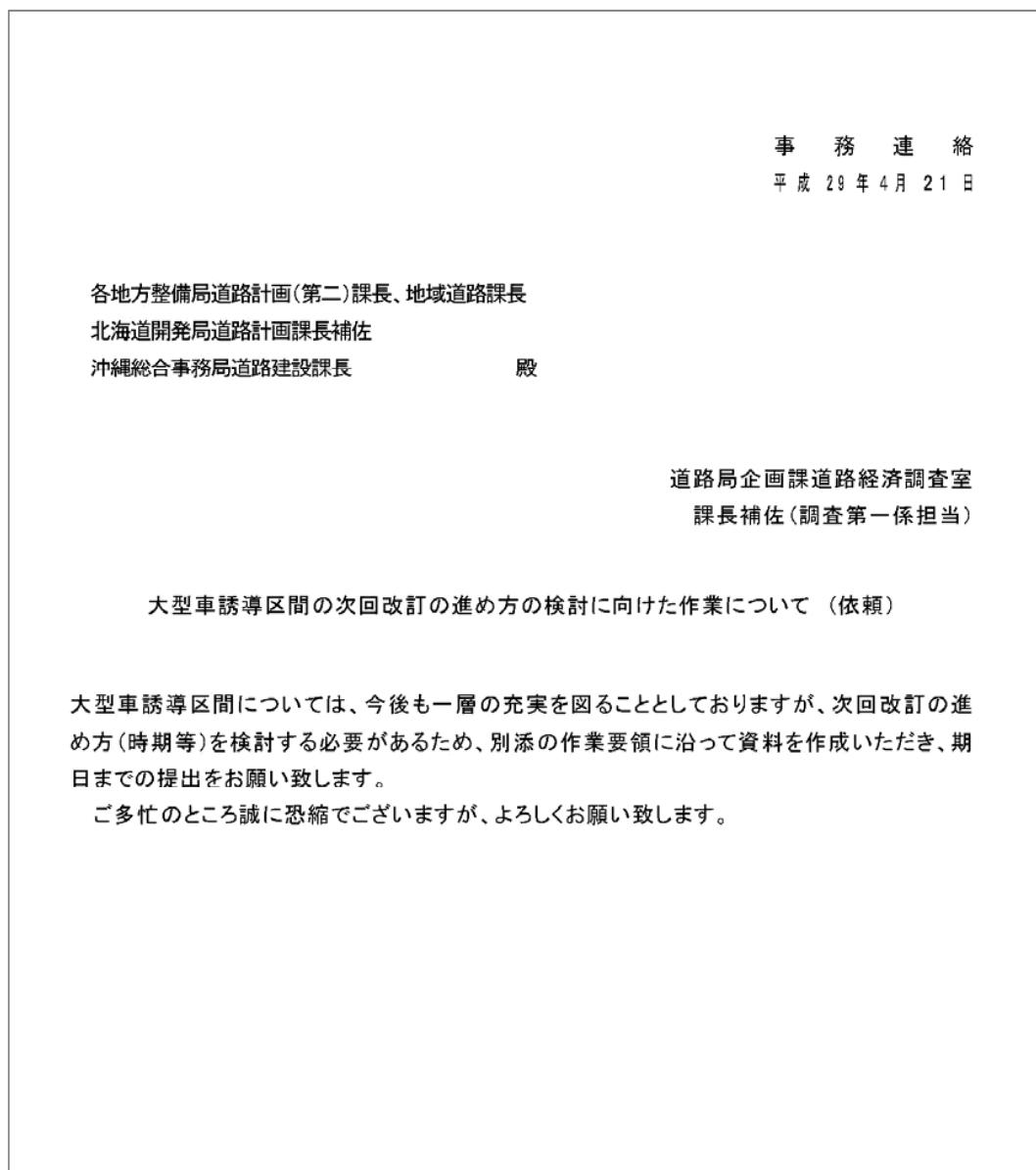


図 5.2-1 事務連絡

作業要領

1. 今回の改訂の検討について

平成28年度末時点での道路の開通状況等にあわせて、更新が必要な箇所を整理し、改訂の進め方(時期等)の検討を行う。

2. 検討のための作業依頼について

別添告示対象路線一覧表(別表1、別表2)について、開通状況等を踏まえ、改定が必要な区間にに関する修正・追記して提出をお願いします。

<作業内容>

- ・高速道路・直轄国道で除外する区間、地方管理道路で新規指定する区間
路線名、起点、終点の関係から適切な場所に行を追加し、内容を記載
- ・高速道路・直轄国道で除外している区間を修正する場合
修正する行全体に取消線を引き(旧情報は削除しない)、直下に行を追加し、内容を記載
- ・高速道路・直轄国道で除外している区間を削除(追加指定)する場合
削除する行全体に取消線を引く
- ・記載方法は別表に記載されている内容を参考にする
- ・スパン番号は、道路情報便覧付図表示システムを基に記入

上記作業すべてについて、取消線を引いた行、追加した行のセル色は黄色に変える

<指定の基本的な考え方>

高速道路、直轄国道全線及び主要な交通拠点へのアクセスルートとして利用される地方管理道路を指定。ただし、ネットワークから孤立する区間、ダブルネットの現道側、沿道環境に配慮すべき区間は指定から除外。

図 5.2-2 作業要領 (1/3)

<道路の開通等を踏まえて区間の見直しの例>

I. 直轄国道の供用に伴う修正

供用された直轄国道は自動的に指定されるため、基本的には別表の修正は不要。

(別表の修正が必要な場合)

① 新規供用によりダブルネットが形成された場合

→ 旧道側の区間を別表1に記載し除外(区間の区別のため経由地も必須)

② 新規供用により孤立していた区間がネットワークに接続した場合

→ 孤立が解消した区間を別表1から削除し指定

③ 新規供用された区間が孤立する場合

→ 新規供用された区間を別表1に記載し除外

II. 高速道路の供用に伴う修正

供用された高速道路は自動的に指定されるため、基本的には別表の修正は不要。

(修正が必要な場合)

環境的に配慮が必要な区間等で除外が必要な場合

→ 除外が必要な区間を別表第1に記載し除外

III. 高速道路(一般有料道路)、公社道路の無料開放に伴う修正

III-1. 無料開放後、地方自治体管理となる場合

地方自治体管理となった区間は自動的に指定から除外されるため、基本的には別表の修正は不要。

(修正が必要な場合)

① 指定されていた区間を引き続き指定する場合

→ 指定が必要な区間を別表2に記載し指定

② 指定されていた区間を無料開放とともに除外する場合

→ 作業必要なし。

③ 除外されていた区間を引き続き除外する場合

→ 別表1から会社区間 or 公社區間の除外区間としての記述を削除

III-2. 無料開放後、直轄国道となる場合

直轄国道となった区間は「直轄区間」となり、引き続き、自動的に指定されるため、基本的には別表の修正は不要。

図 5.2-3 作業要領 (2/3)

(修正が必要な場合)

- ① 指定されていた区間を引き続き指定する場合
→ 作業必要なし。
- ② 指定されていた区間を無料開放とともに除外する場合
→ 除外が必要な区間を別表1に記載し除外
- ③ 除外されていた区間を引き続き除外する場合
→ 別表1から会社区間 or 公社区間の除外区間としての記述を削除し、直轄区間として別表1に記載して除外

※指定されていた区間が無料開放された場合、当該区間は引き続き指定することを原則とする。(ただし、直轄区間としてダブルネットを形成するなどの場合は、当初指定の原則に従い、除外の検討対象とする。)

※除外されていた区間が無料開放された場合、当該区間は引き続き除外することを原則とする。

IV. 直轄区間の地方移管に伴う修正

地方自治体管理となった区間は自動的に指定から除外されるため、基本的には別表の修正は不要。

(修正が必要な場合)

- ① 指定されていた区間を引き続き指定する場合
→ 別表2に記載し指定
- ② 指定されていた区間を無料開放とともに除外する場合
→ 作業必要なし。
- ③ 除外されていた区間をそのまま除外する場合
→ 別表1から直轄区間の除外区間としての記述を削除

※除外されていた区間が地方移管された場合、当該区間は引き続き除外する(指定しない)ことを原則とする。

3. 締切

平成29年5月9日(火)まで

※本依頼はあくまで改訂の進め方を検討するための判断材料を作成するための作業であるため、提出にあたり、地方道路公社及び地方公共団体が管理する区間の指定、除外について、当該道路管理者の了解を得る必要はありません。

図 5.2-4 作業要領 (3/3)

(2) 追加指定候補区間の整理

1) 地方管理道路で新規指定する区間候補の整理

a) 新規供用開始区間

2017 年以降に新たに新規供用開始される道路を以下に整理する。

当該路線は全て高速道路にあたるため、供用開始に合わせて、原則大型車誘導区間の指定を行うことになる。

表 5.2-1 新規供用開始区間一覧

対象路線	供用開始区間	供用開始日	備考
東関東道	鉾田 IC～ 茨城空港北 IC 間	2018 年 2 月 3 日(土) 15 時	茨城空港 との接続
中部横断道	八千穂高原～ 佐久南 IC 間	2018 年 4 月 28 日(土)	高速道路 NW 強化
外環道	三郷南 IC～ 高谷 JCT 間	2018 年 6 月頃	首都圏の 渋滞緩和

ア 東関東自動車道（鉾田 IC～茨城空港北 IC 間）

東関東自動車道（鉾田 IC～茨城空港北 IC 間）が 2018 年 2 月 3 日（土）15 時に開通された。特に、茨城空港を結ぶアクセス道路となっているため、大型車誘導区間追加指定区間候補として選定する。

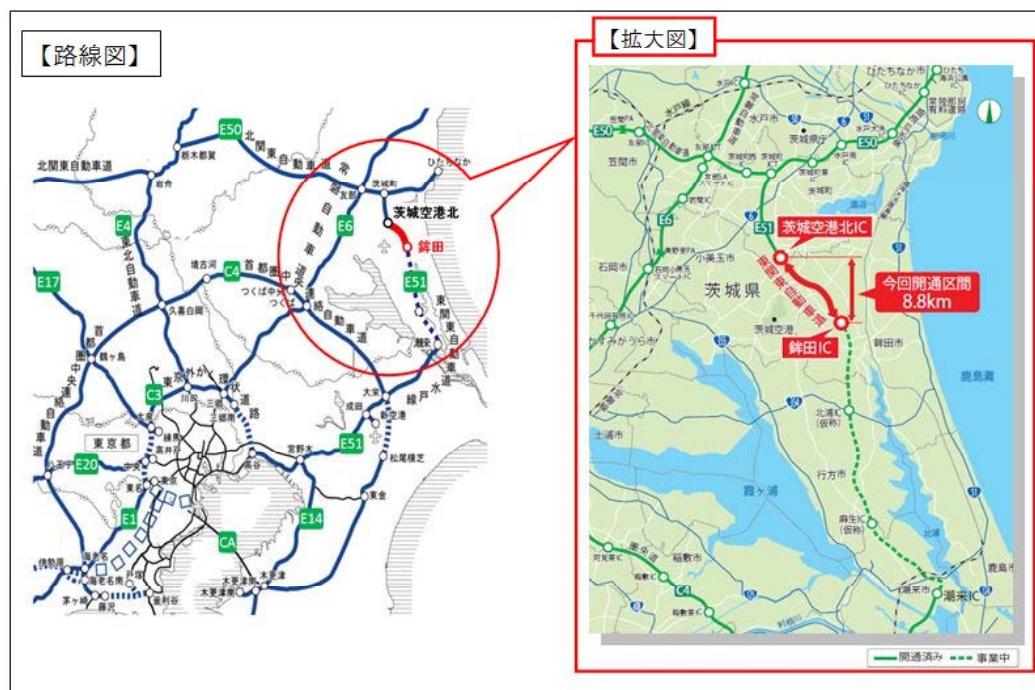
【開通日時】 平成30年2月3日（土） 15時00分

【開通区間】 E51 東関東自動車道

鉾田 IC（茨城県鉾田市飯名）～
茨城空港北 IC（茨城県東茨城郡茨城町鳥羽田）

【車線数】 暫定2車線

【開通延長】 8.8km



出展) http://www.e-nexco.co.jp/pressroom/press_release/kanto/h29/1212/

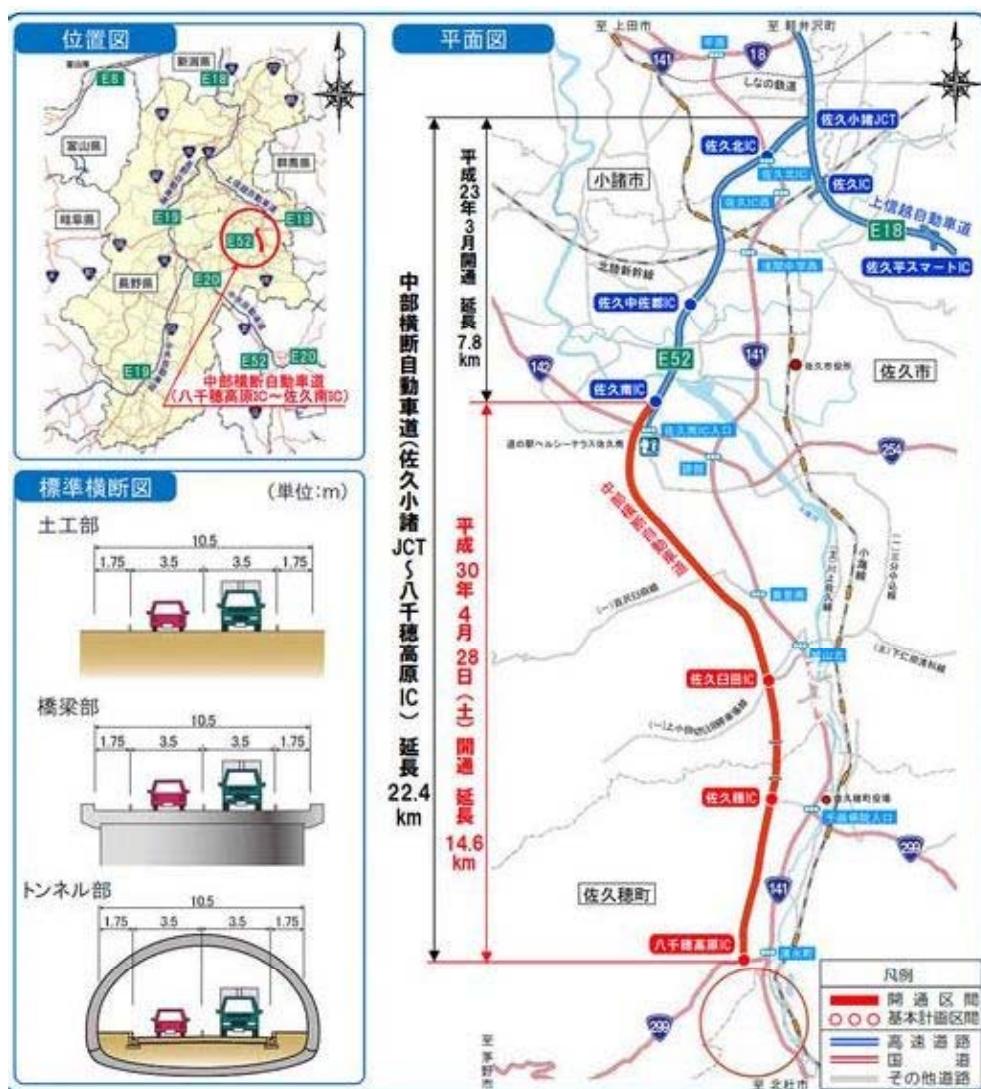
図 5.2-5 新規供用開始区間（茨城空港との接続道路）



図 5.2-6 供用開始道路に伴う追加指定区間候補

イ 中部横断自動車道（八千穂高原 IC～佐久南 IC 間）

中部横断自動車道の八千穂高原 IC から佐久南 IC までの区間（約 14.6km）が 2018 年 4 月 28 日（土）に開通される。中部横断自動車道は、上信越自動車道に接続する高速道路の相互連携による高速道路ネットワークの強化の一環として位置付けられている高速道路であるため、大型車誘導区間追加指定区間候補として選定する。



出展) https://travel.watch.impress.co.jp/img/trw/docs/1111/268/html/01_o.jpg.html

図 5.2-7 新規供用開始区間（高速道路ネットワークの強化）

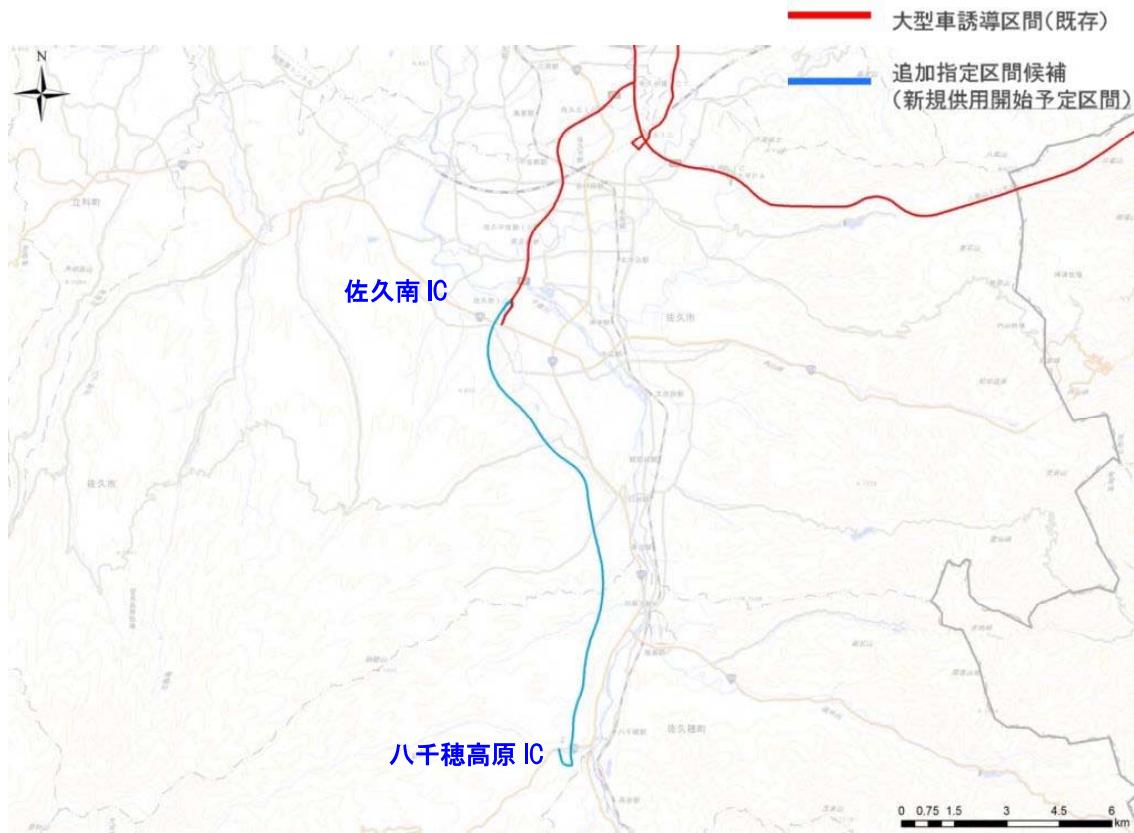


図 5.2-8 供用開始道路に伴う追加指定区間候補

ウ 東京外環自動車道（三郷南 IC～高谷 JCT 間）

東京外環自動車道の三郷南 IC～高谷 JCT 間の区間(約 16km)が 2018 年 2 月(※2019 年 6 月に延期)に開通される。首都圏の交通混雑を緩和し、円滑な道路ネットワークとして位置付けられている高速道路であるため、大型車誘導区間追加指定区間候補として選定する。



出展) http://www.e-nexco.co.jp/road_info/open_schedule/kanto/kanto06.html

図 5.2-9 新規供用開始区間（高速道路ネットワークの強化）

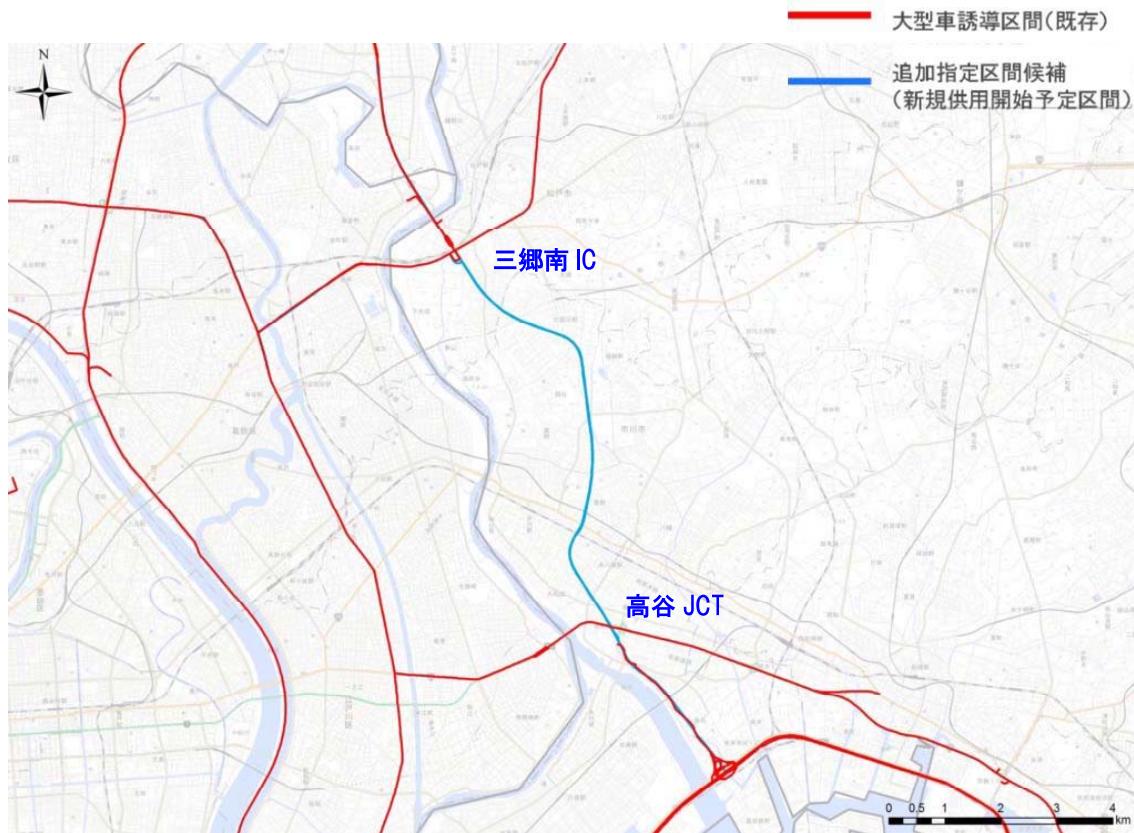


図 5.2-10 供用開始道路に伴う追加指定区間候補

(3) 除外区間の整理

告示対象路線のうち、関東管内で除外区間となっている理由としては、以下のような「旧道」、「孤立」、「訴訟」「地域の状況」、「その他」の5つに分類される。

<除外理由（種別）>

- ① 「旧道」 ⇒ダブルネットの現道側
- ② 「孤立」 ⇒誘導区間のネットワークから孤立する区間
- ③ 「訴訟」 ⇒沿道環境に配慮すべき区間
- ④ 「地域の状況」 ⇒例外的な除外区間
- ⑤ 「その他」 ⇒例外的な除外区間

本業務では、指定の基本的な考え方従って、①～③の区間を除く、除外区間として例外的な扱いとしている④・⑤区間を対象に、関東地整管内で除外している区間の修正の必要性有無を整理した。

1) 告示対象路線一覧（H29.4月版時点）

関東管内の除外区間の除外理由別の内訳を下図に示す。

また、告示対象路線リスト（H29.4月版時点）を次頁に示す。

整理対象路線（除外理由④又は⑤）を、黄色のハンチングとする。

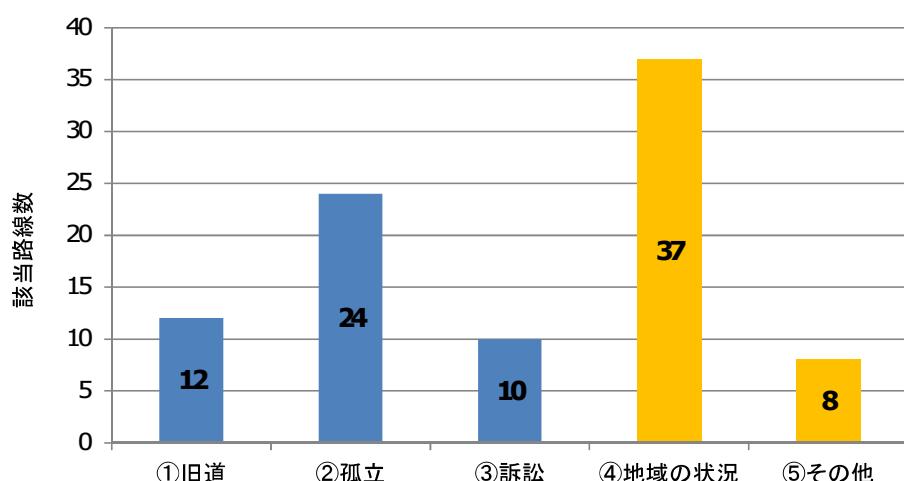
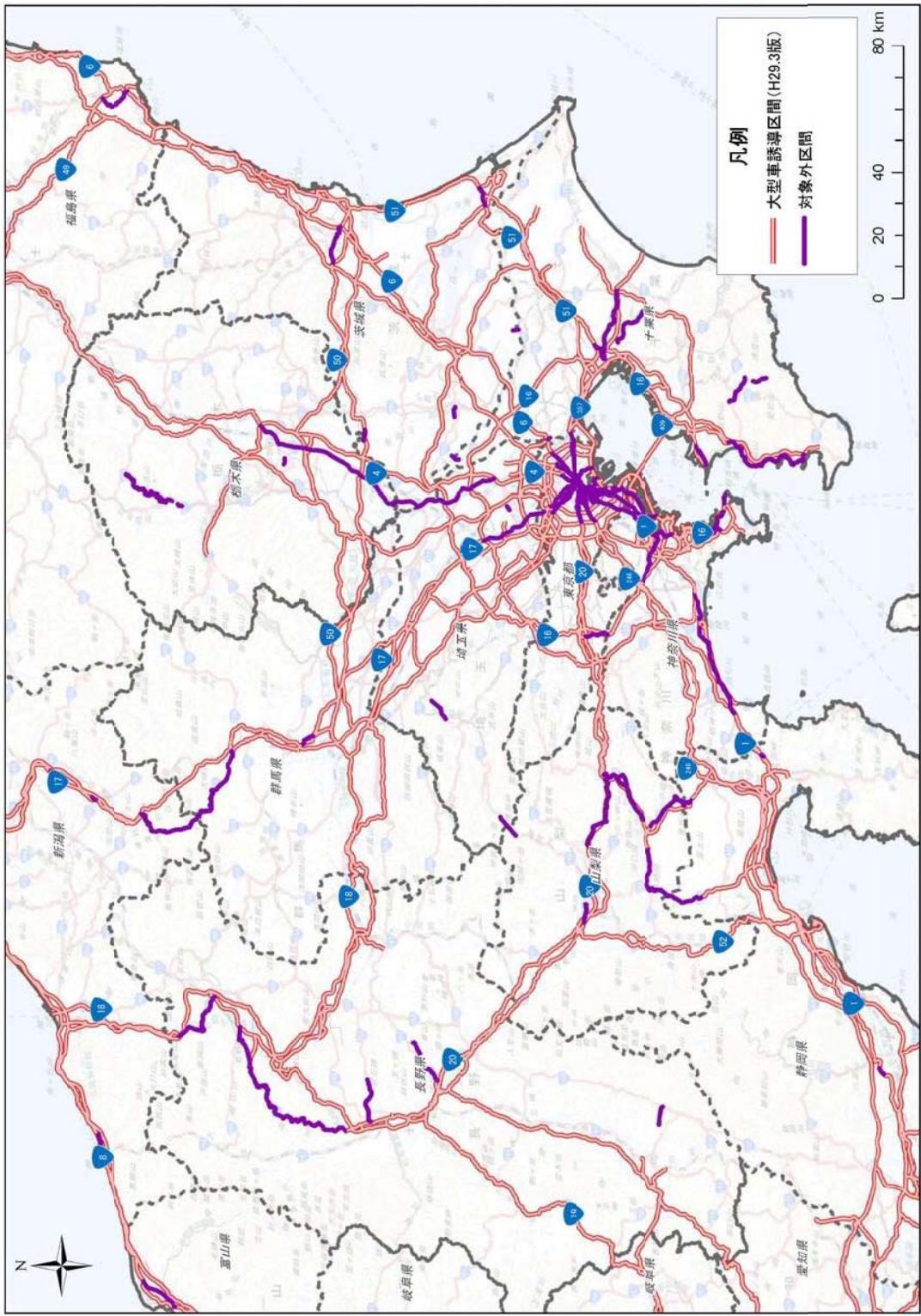


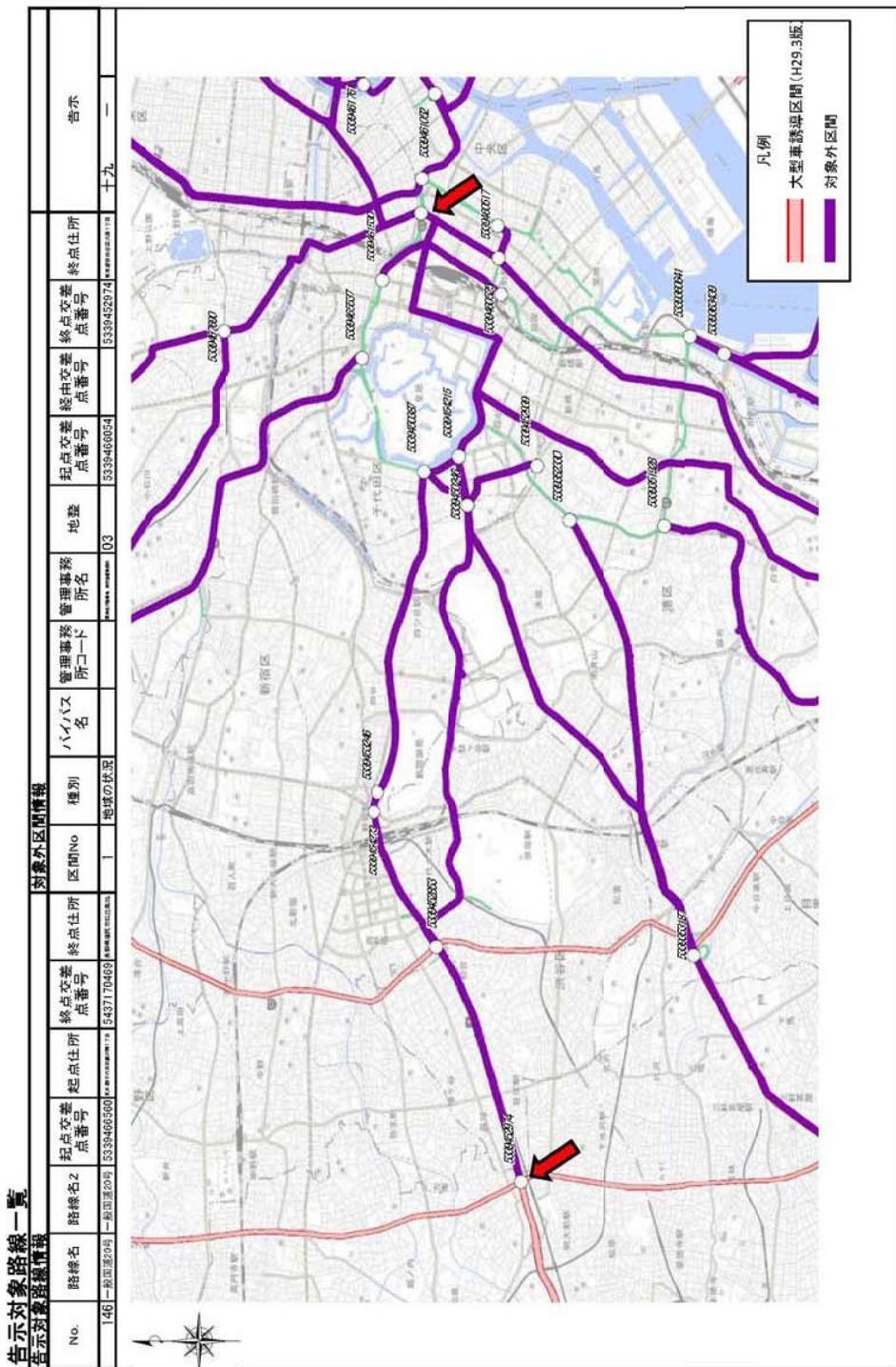
図 5.2-11 関東管内除外区間の除外理由別の内訳

2) 全域図(関東地方)



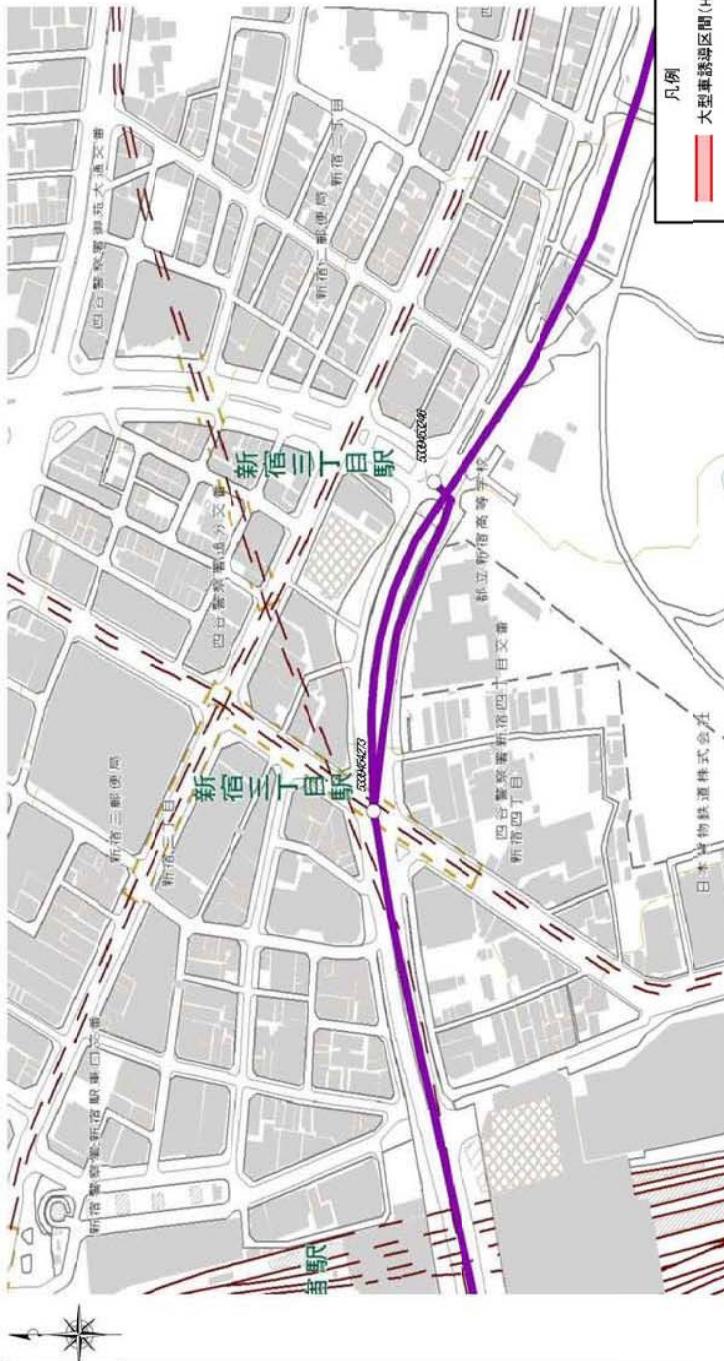
3) 詳細図（除外区間）

関東地整管内で、大型車誘導区間に告示対象路線のうち、除外区間に指定されている45区間の詳細図を以下に記す。



告示対象路線一覧

告示対象路線情報		対象外区間情報					
No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	终点住所	终点交差点番号	終点住所	終点交差点番号
147	一般国道24号			2 地図の位置	3 地図の位置	3 地図の位置	3 地図の位置



凡例
大型車誤認区間(H29.3版)
対象外区間

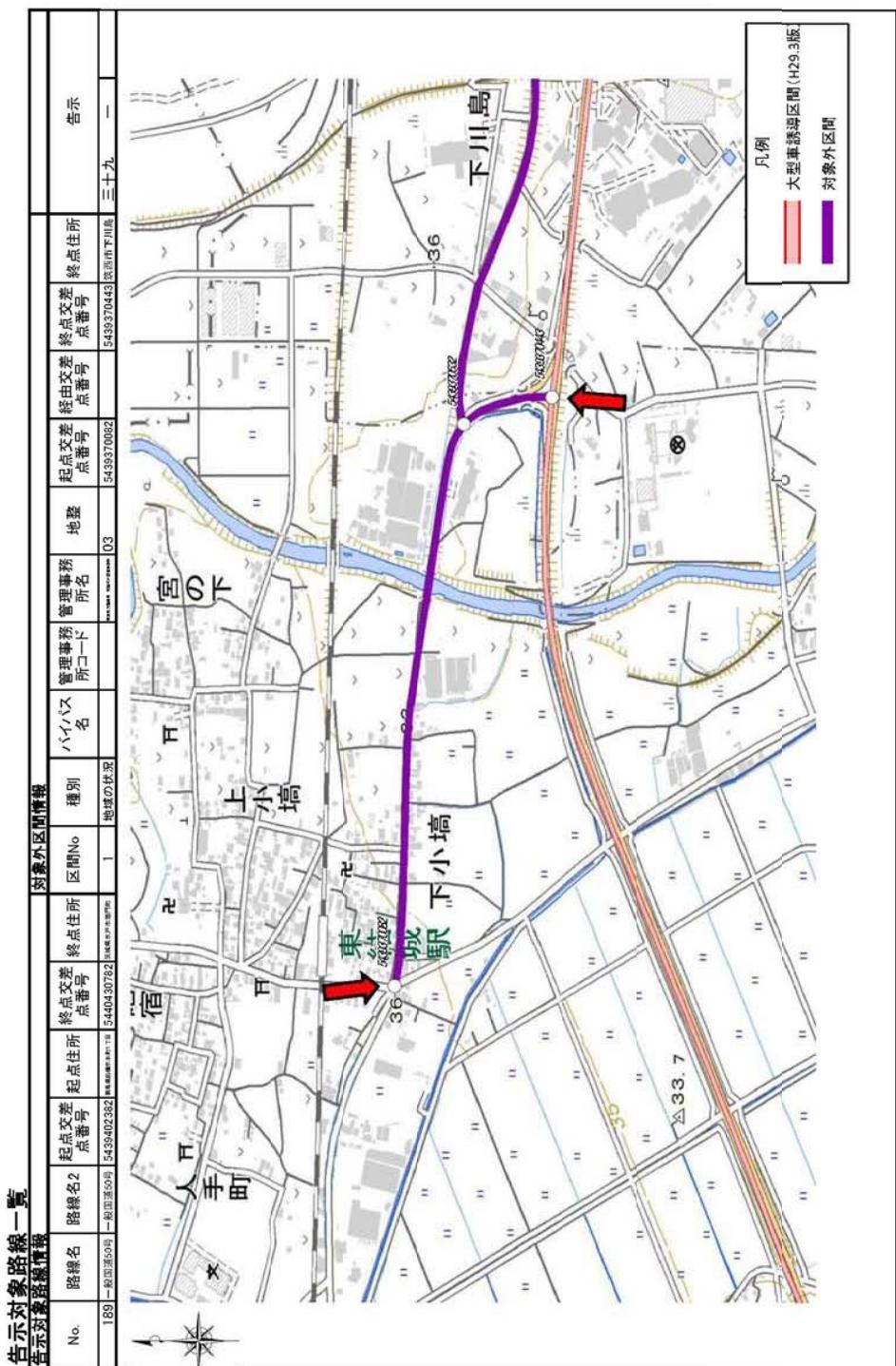
告示対象路線一覧

告示対象路線情報						対象外区間情報					
No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点住所	終点住所	終点交差点番号	終点住所	終点交差点番号	終点住所	終点交差点番号	終点住所
148	一般国道20号		533870126	大月市 大月	大月市 大月	533870159	大月市 大月	533870126	大月市 大月	533870126	大月市 大月



凡例
大型車設置区間 (H29.3版)

対象外区間



告示対象路線一覧

告示対象路線情報		対象外区間情報														
No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点住所	終点住所	終点交差点番号	区間No.	種別	バイパス名	管理事務所名	管理事務所コード	地図	起点交差点番号	終点交差点番号	終点住所	告示
90	一般国道50号						2	地図の表示				03	543970532	543970071539370070	浜市都川	二

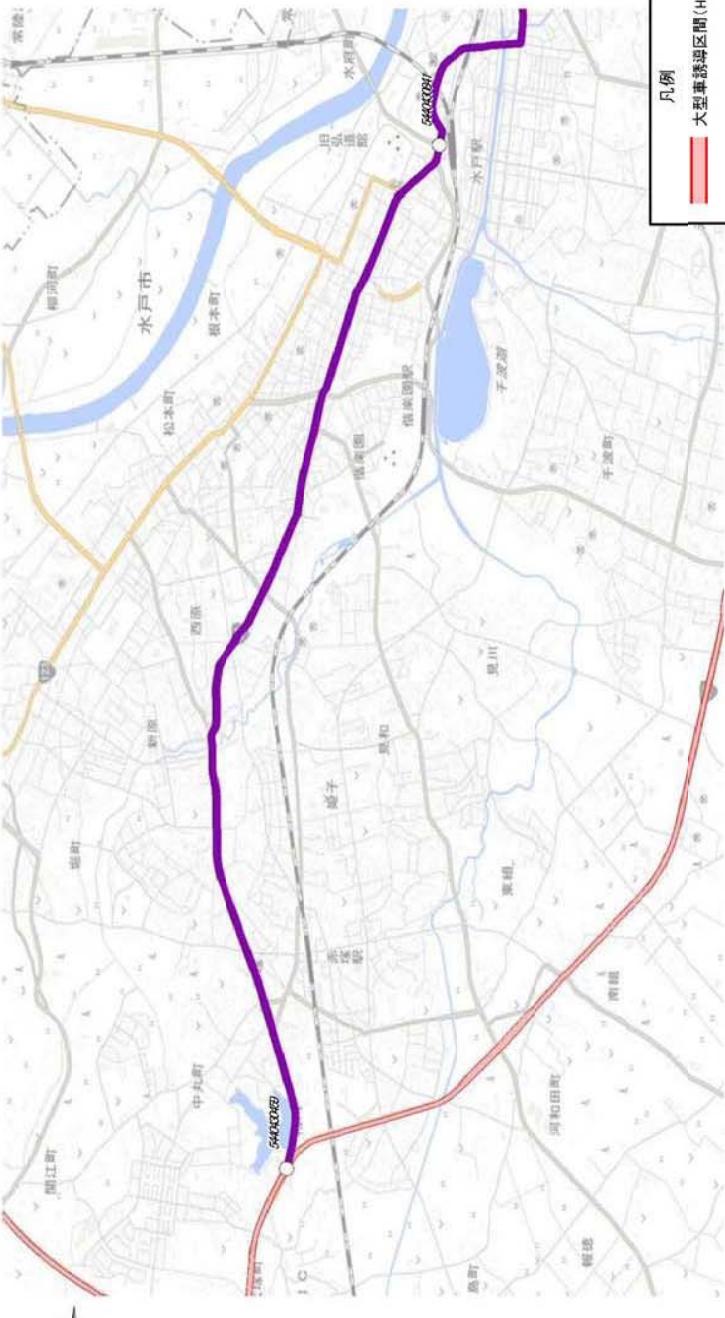


凡例
大型車設避区間(H29.3版)

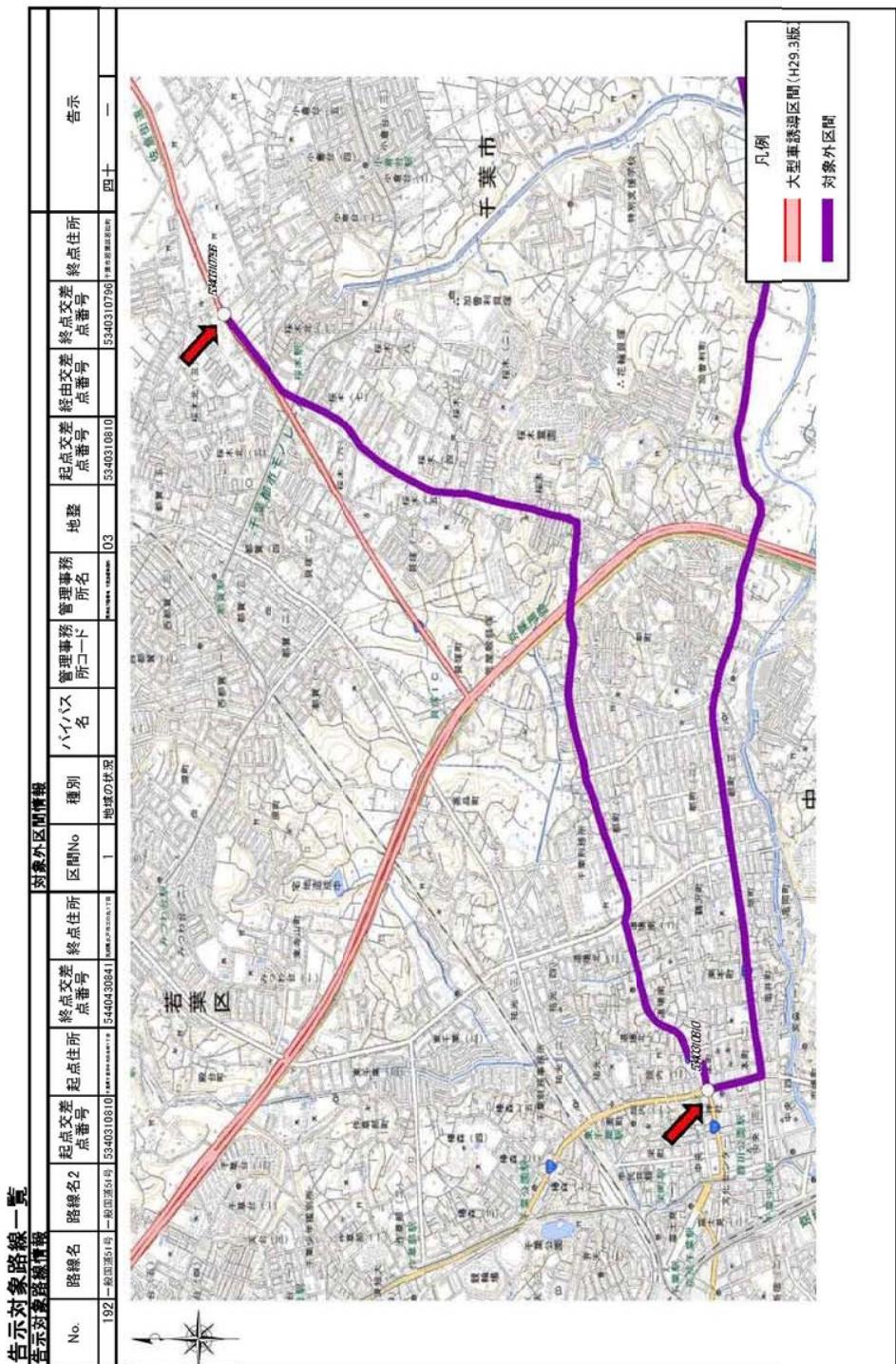
対象外区間

告示対象路線一覧

告示対象路線情報		対象外区間情報									
No.	路線名	路線名2	起点交差 点番号	起点住所	終点住所	終点交差 点番号	区間No.	種別	ハイバス 名	管理事務 所コード	管理事務 所名
191	一般国道50号						3	地図の表示		03	水戸駅

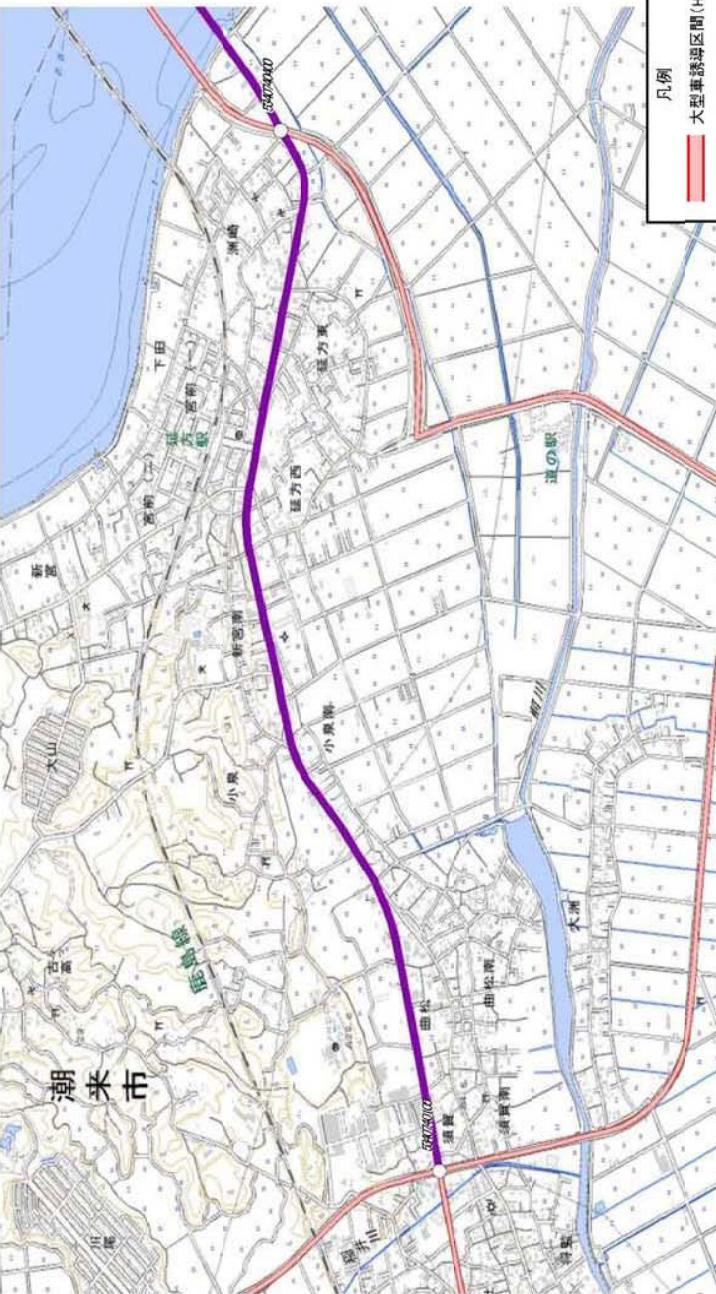


凡例
■ 大型車路線区間(H29.3版)
■ 対象外区間



告示対象路線一覧

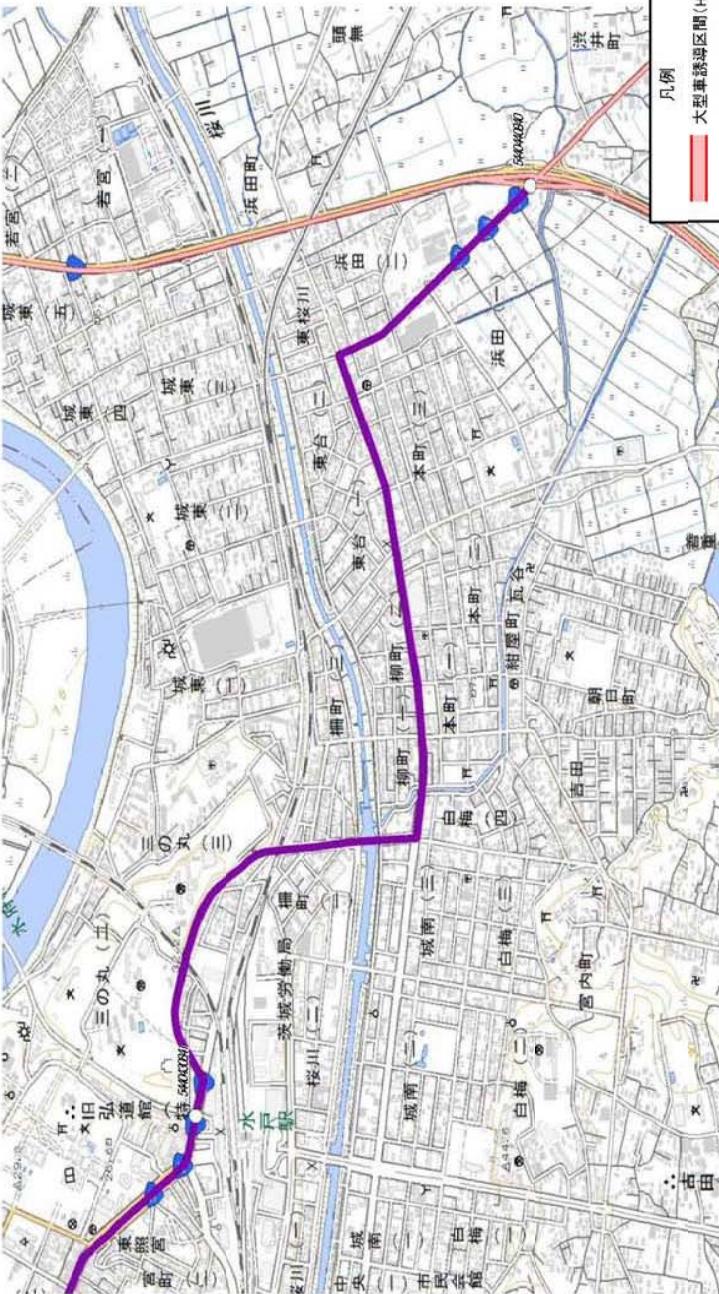
告示対象路線情報									
No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点住所	終点交差点番号	終点住所	区間No	種別	バイパス名
193	一般国道51号						2	地図の位置	国鉄ハイヤ



凡例
大型車説明区間(H29.3版)
対象外区間

告示対象路線一覧

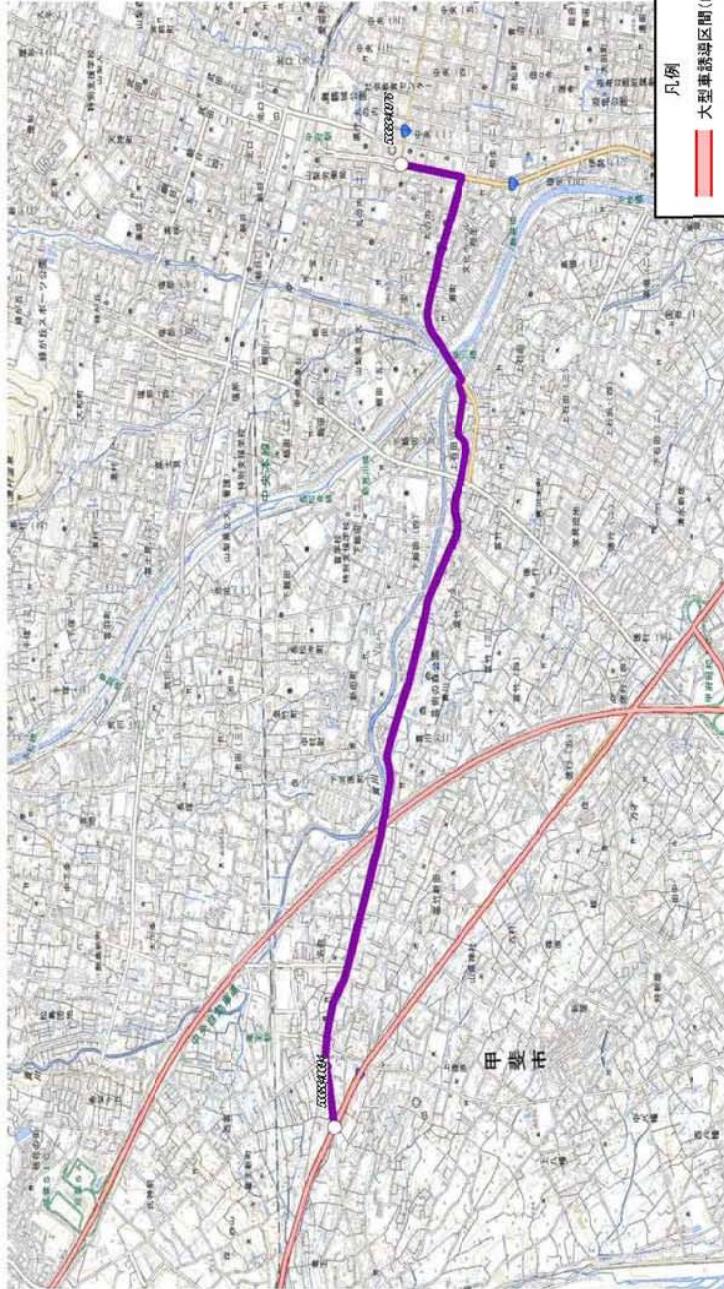
告示対象路線情報		対象外区間情報														
No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点住所	終点住所	終点交差点番号	区間No	種別	バイパス名	管理事務所コード	管理事務所名	地図	起点交差点番号	終点交差点番号	終点住所	告示
195	-	-	544043841	浜田町(一)	若宮(一)	544043840	03	地図の表示		544043840	浜田町(二)	544043840	544043840	544043840	四	



凡例
大型車説明区間(H29.3版)
対象外区間

告示対象路線一覧

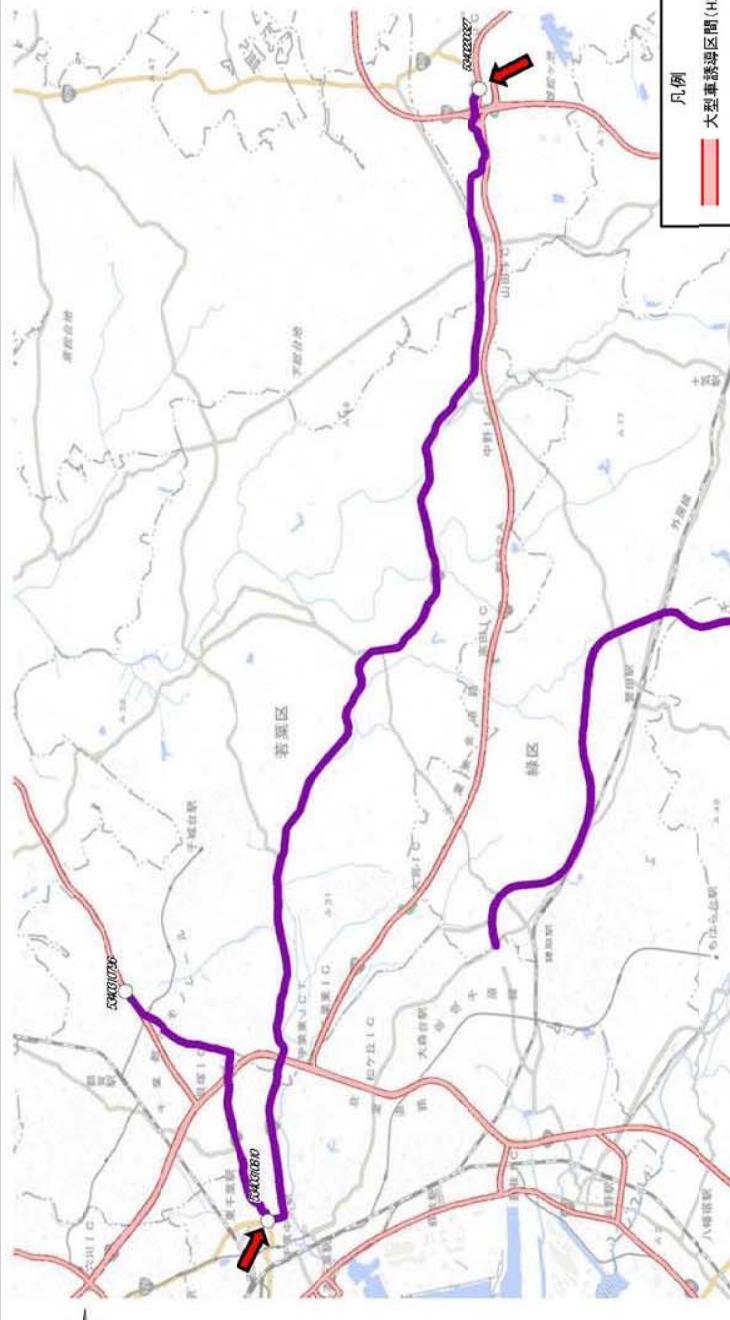
告示対象路線情報		対象外区間情報											
No.	路線名	路線名2	起点交差 点番号	起点住所	終点住所 点番号	区間No.	種別 バイバス 名	管理事務 所コード 所名	地図	起点交差 点番号	終点交差 点番号	終点住所	告示
197	一般国道55号					2	地図表示	03	5338340976	5338340976	5338340976	5338340976	—



告示対象路線一覧

告示対象路線情報									
No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点住所	終点住所	終点交差点番号	終点住所	区間No.	種別
2-4	一般国道 25号	一般国道 25号	5340220297	千葉県木更津市	千葉県柏市	5340310810	千葉県柏市	1	地図の表示

No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点住所	終点住所	終点交差点番号	終点住所	区間No.	種別	バイバス名	管理事務所コード	管理事務所名	地図	起点交差点番号	終点交差点番号	終点住所	告示
2-4	一般国道 25号	一般国道 25号	5340220297	千葉県木更津市	千葉県柏市	5340310810	千葉県柏市	1	地図の表示				四十九	5340220327	5340310810	千葉県柏市	一

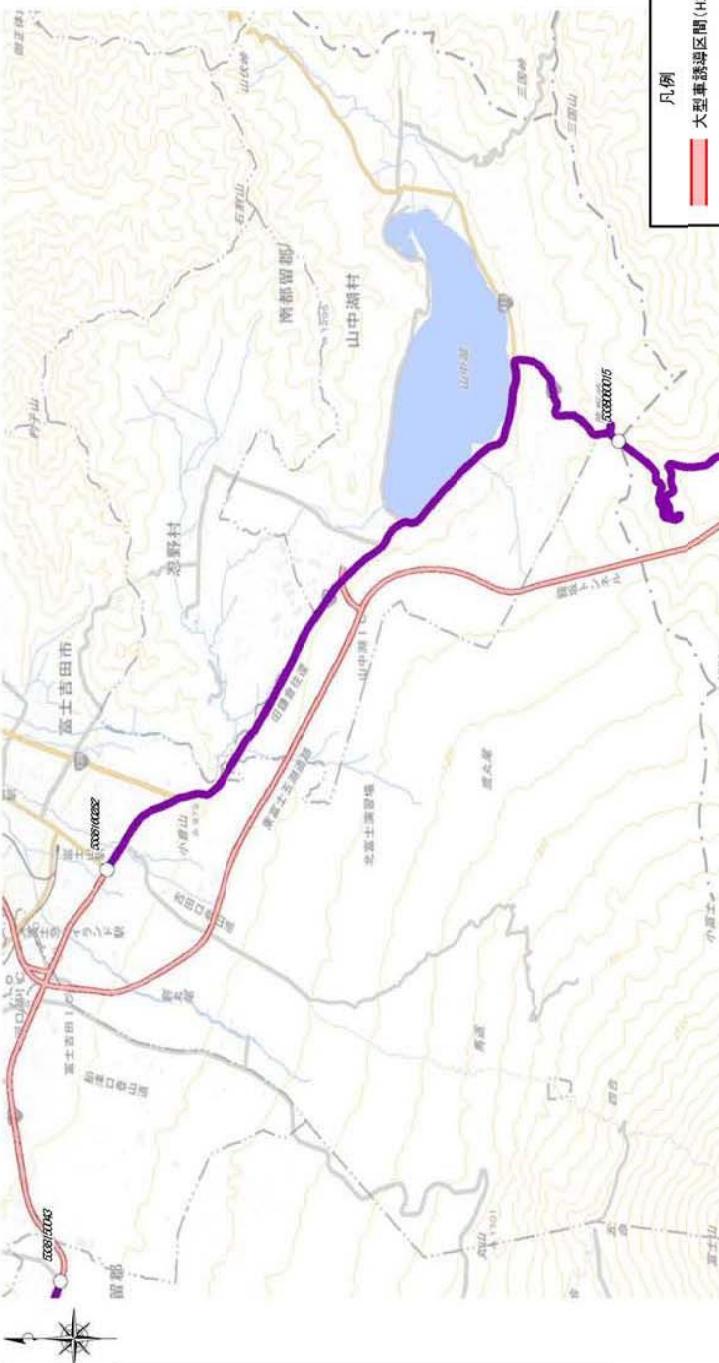


凡例
■ 大型車路譲区間(H29.3版)
■ 対象外区間

告示対象路線一覧

告示対象路線情報

No.	路線名	路線名2	起点交差 点番号	起点住所	終点住所 点番号	終点交差 点番号	区間No.	種別	ハイバス 名	管理事務 所コード	管理事務 所名	地整	起点交差 点番号	終点交差 点番号	終点住所	告示
220	一般国道 139号	一般国道 139号	5338160222		5238700635		1	地図表示		03	山中湖村	03	5338160232	5338060015	山中湖村	五十一 新合

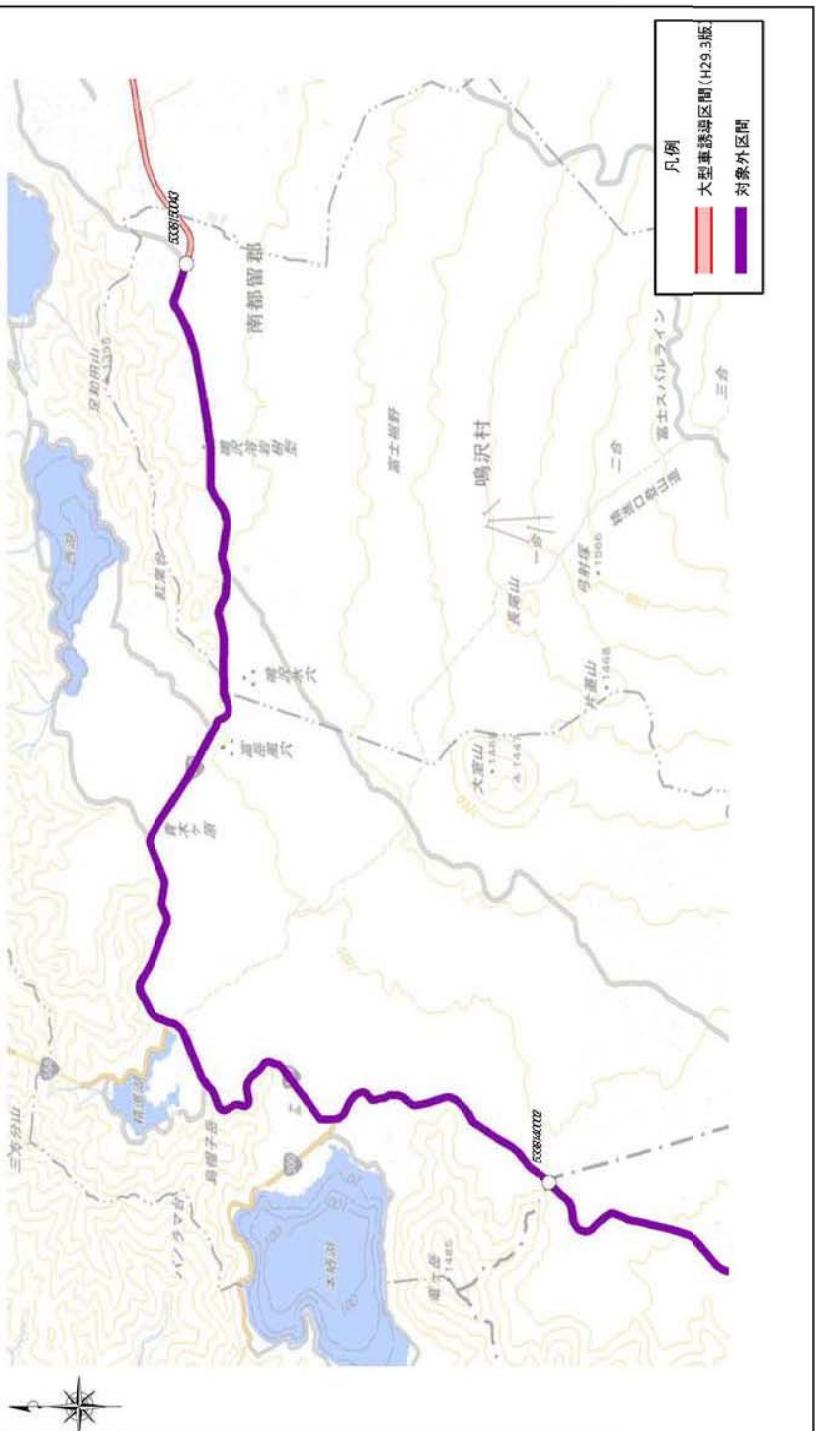


凡例
大型車設置区間(H29.3版)
対象外区間
■

告示対象路線一覧

告示対象路線情報

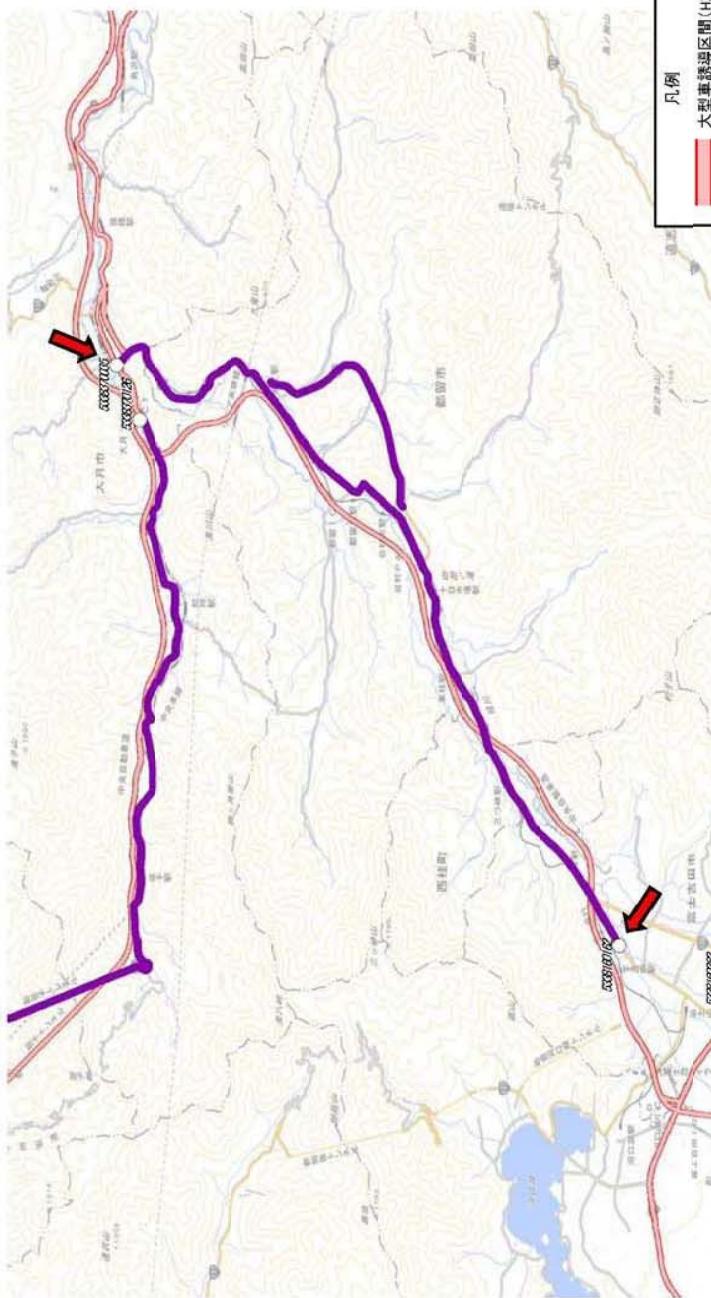
No.		路線名	路線名2	起点交差 点番号	起点住所	終点住所 点番号	終点交差 点番号	区間No.	種別	ハイバス 名	管理事務 所コード	管理事務 所名	地整	起点交差 点番号	終点交差 点番号	終点住所	告示
225		-	-	3934				3	地図の表示				03	5338140002	5338150043		



告示対象路線一覧

告示対象路線情報

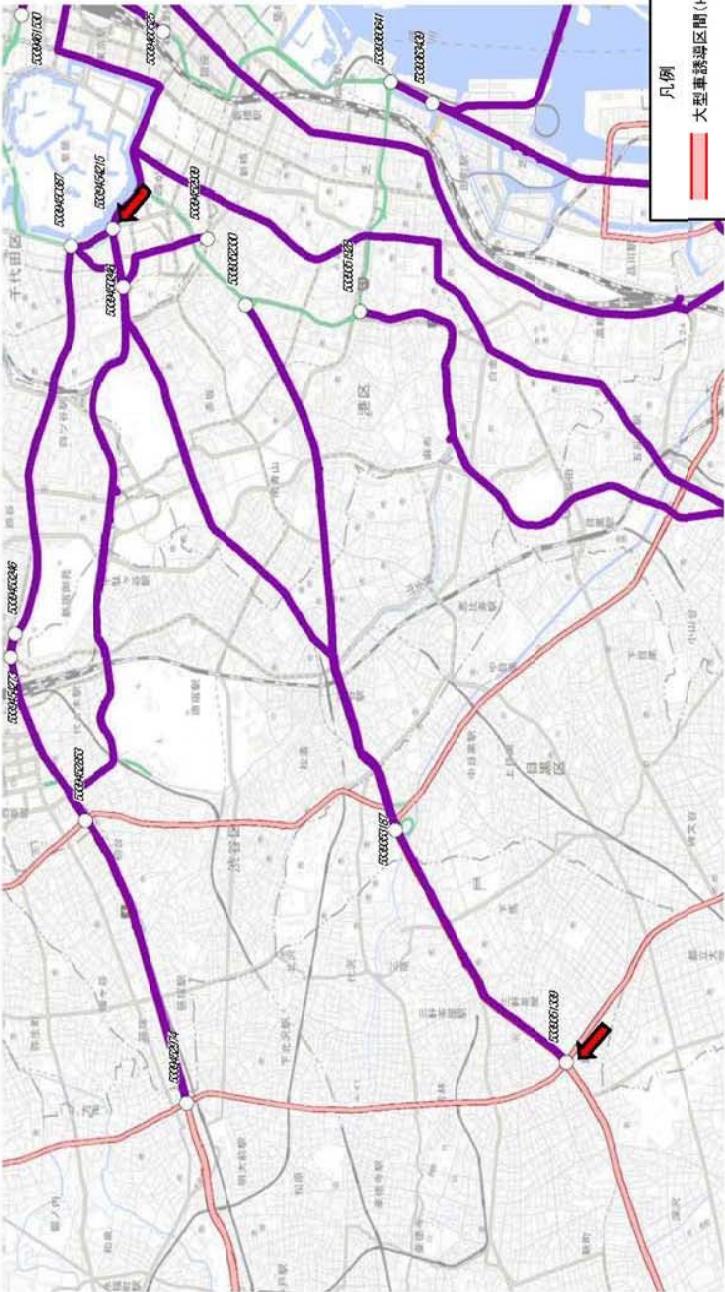
No.	路線名	路線名2	起点交差 点番号	起点住所	終点住所 終点交差 点番号	区間No.	種別	ハイバス 名	管理事務 所名	管理事務 所コード	地整 所番号	起点交差 点番号	終点交差 点番号	終点住所 終点交差 点番号	告示
226	-	-	394			4	地図の表示				03	533860102	533870035		二



凡例
■ 大型車設置区間 (H29.3版)
■ 対象外区間

告示対象路線一覧

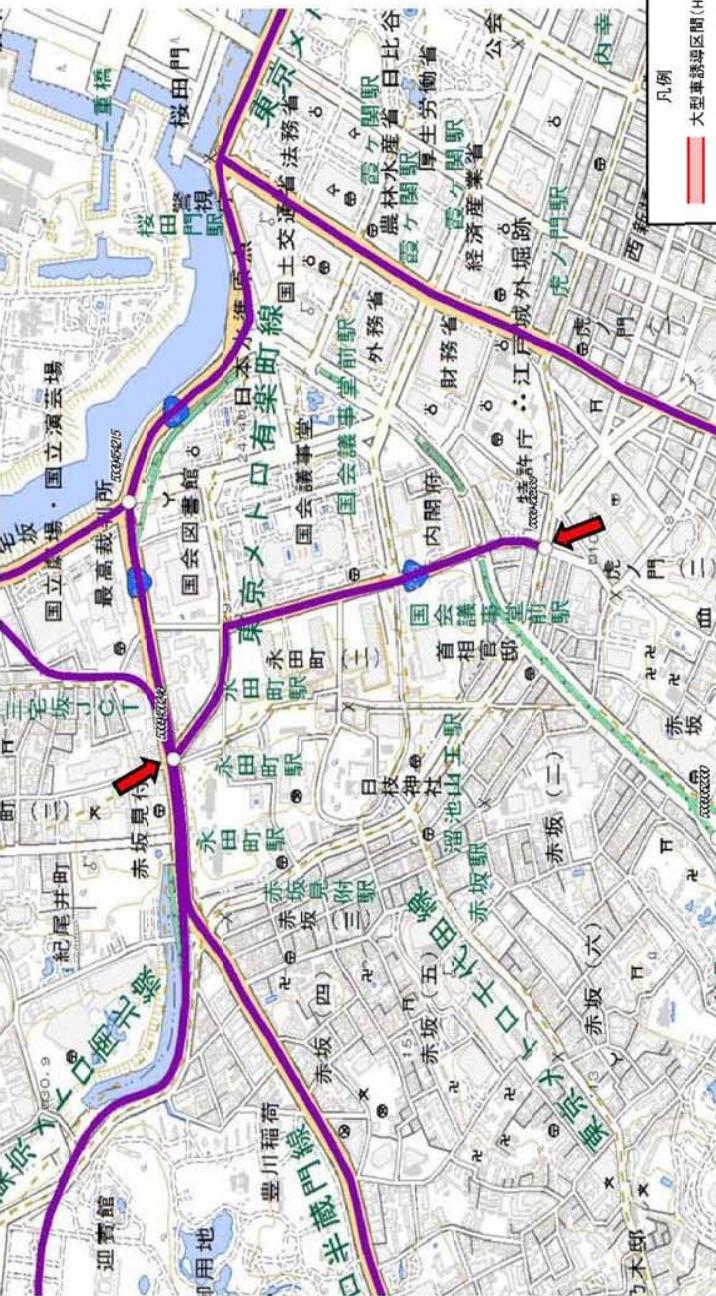
告示対象路線情報									対象外区間情報								
No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点住所	終点住所	終点交差点番号	終点住所	区間No.	種別	ハイバス名	管理事務所コード	管理事務所名	地図	起点交差点番号	終点交差点番号	終点住所	告示
301	一般国道246号	一般国道246号	5339454215	千代田区	5238570602	5238570602	千代田区	03	地図	533954215	533954215	千代田区	七十九	—	—	—	



凡例
大型車説明区間 (H29.3版)
対象外区間

告示対象路線一覧

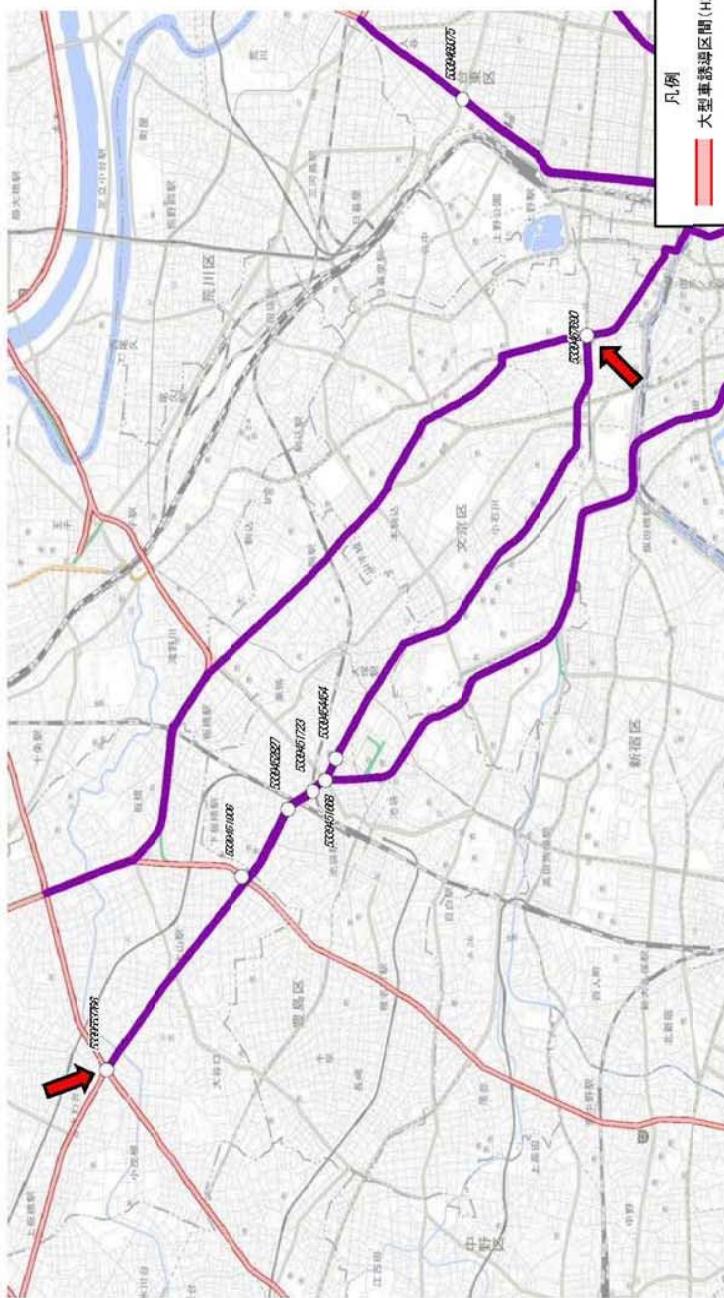
告示対象路線情報									対象外区間情報		
No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点住所	終点住所	終点交差点番号	種別	バイパス名	管理事務所コード	管理事務所名	地図
302	東京メトロ有楽町線	東京メトロ南北線	53395299	桜田門駅	虎ノ門駅	53395299	終点交差点番号	終点交差点番号	53395299	終点住所	告示



凡例
■ 大型車誤認区間(H29.3版)
■ 対象外区間

告示対象路線一覧

告示対象路線情報										対象外区間情報			
No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点住所	終点住所	終点交差点番号	終点住所	区間No.	種別	ハイバス名	管理事務所コード	管理事務所名	地図
304	横浜港25号	横浜港24号	5339467600	横浜港25号	横浜港24号	5339554707	横浜港24号	03	地図の表示	起点交差点番号	終由交差点番号	終点住所	告示

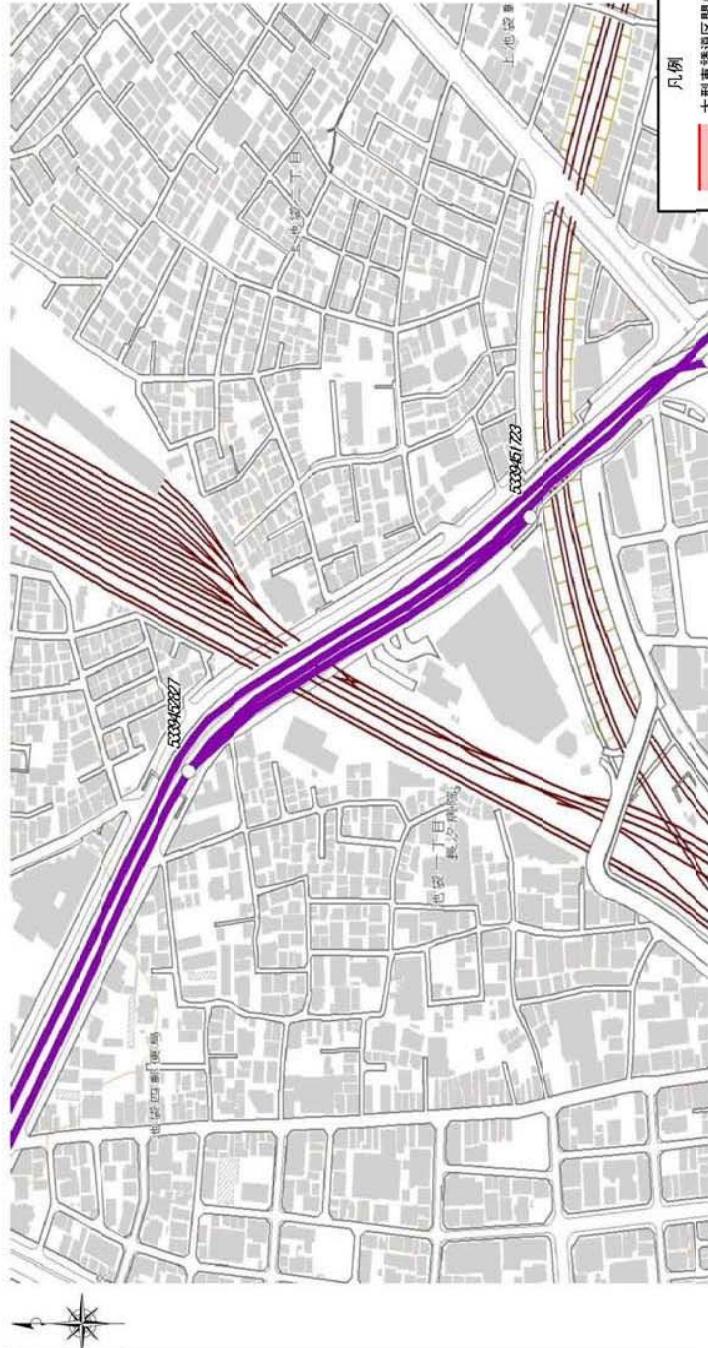


凡例
大型車説明区間(H29.3版)
対象外区間

告示対象路線一覧

告示対象路線情報

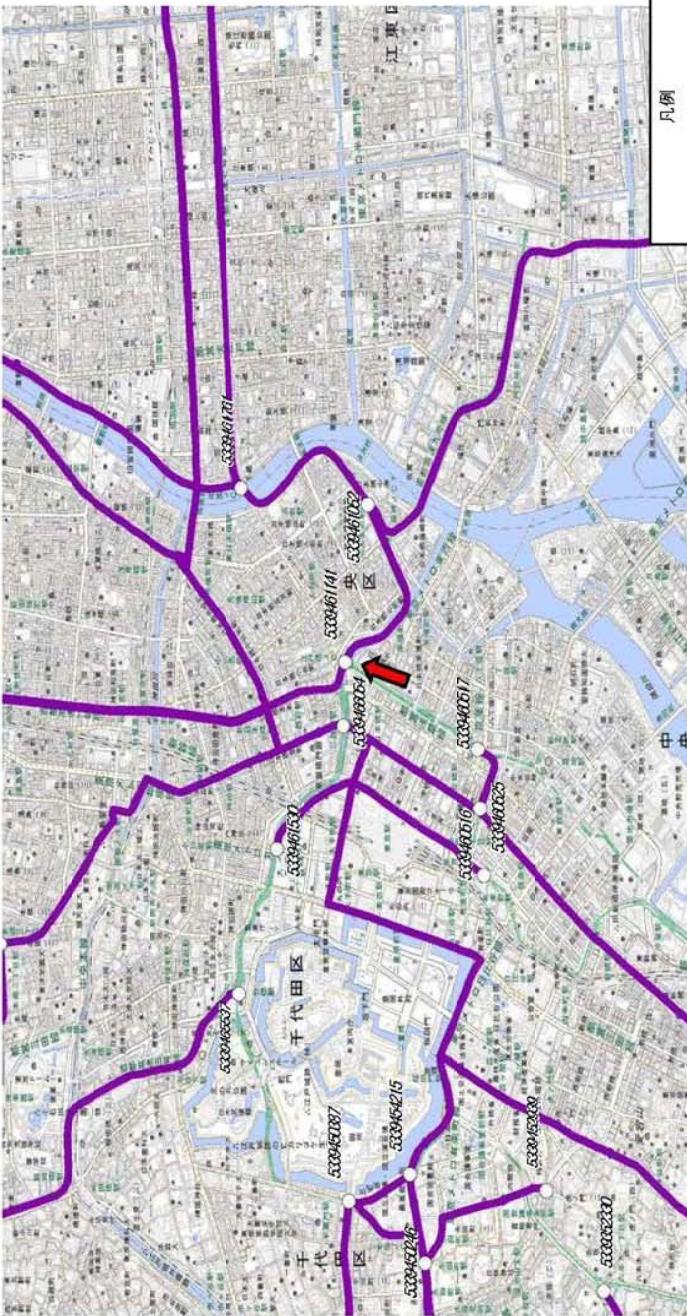
対象外区間情報									
No.	路線名	路線名2	起点交差 点番号	起点住所	終点住所 点番号	終点交差 点番号	終点住所	終点交差 点番号	終点住所
306	-西西2-24								



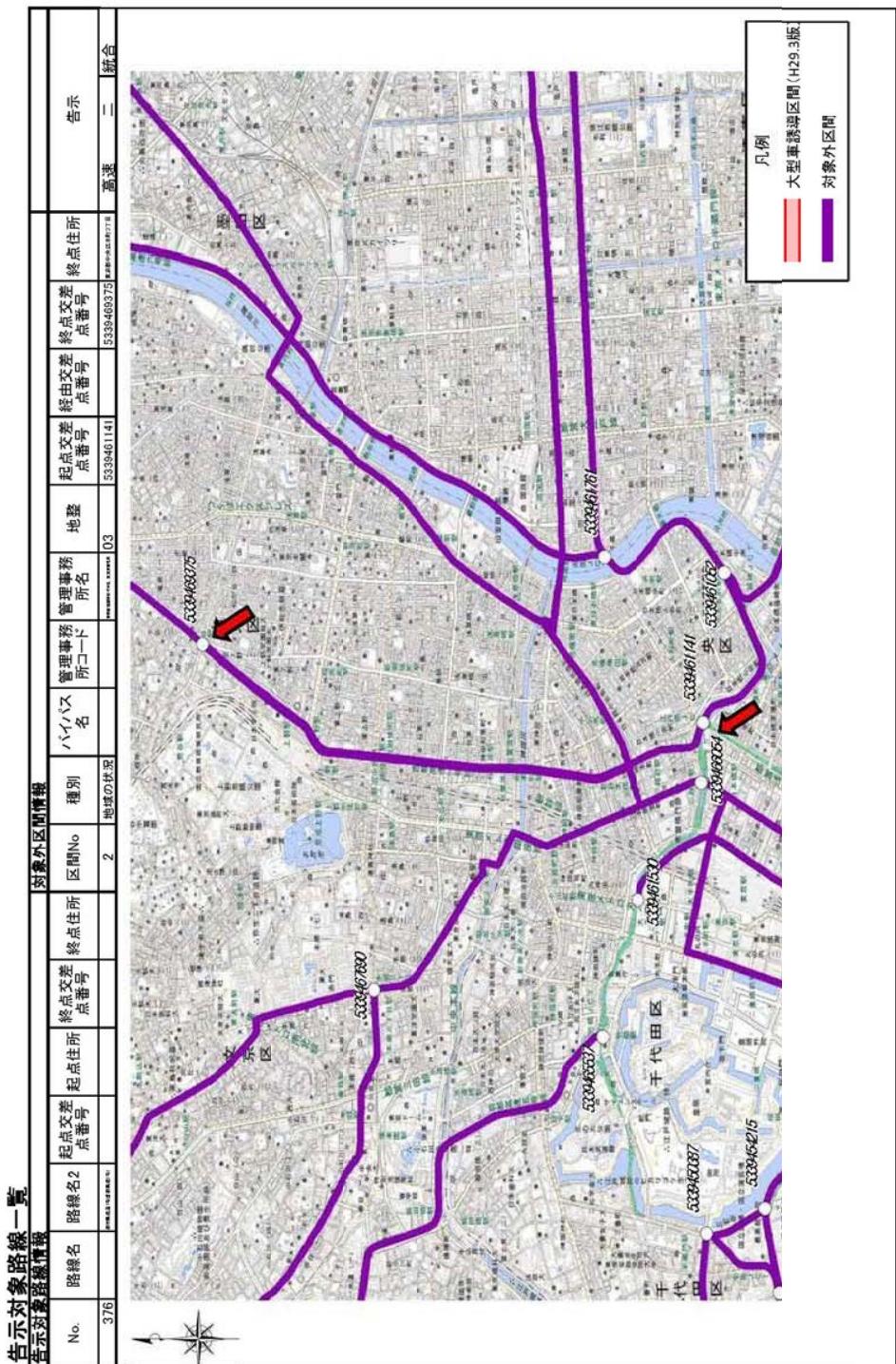
凡例
大型車誤認区間(H29.3版)
対象外区間

告示対象路線一覧

告示対象路線情報										対象外区間情報							
No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点住所	終点住所	終点交差点番号	終点住所	区間No.	種別	バイバス名	管理事務所コード	管理事務所名	地図	起点交差点番号	終点交差点番号	終点住所	告示
375	新宿区立新宿中央公園	新宿区立新宿中央公園	5339469375	新宿区立新宿中央公園	江東区立江東中央公園	5338253703	江東区立江東中央公園	03	一般	5339461141	5339461141	江東区立江東中央公園	高速二新台	5339461141	5339461141	江東区立江東中央公園	告示

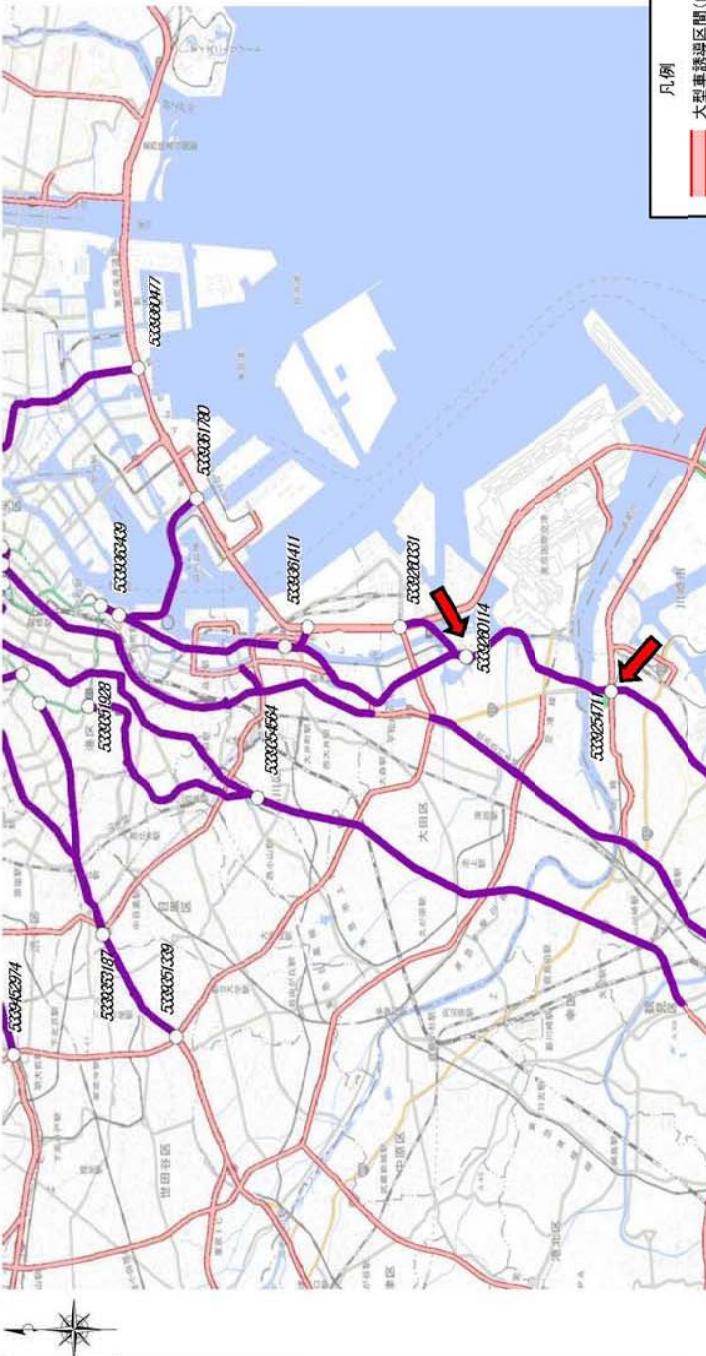


凡例
大型車誤認区間(H29.3版)
対象外区間



告示対象路線一覧

告示対象路線情報									
No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点住所	終点住所	終点交差点番号	種別	バイパス名	管理事務所コード
377							3	地図の表示	

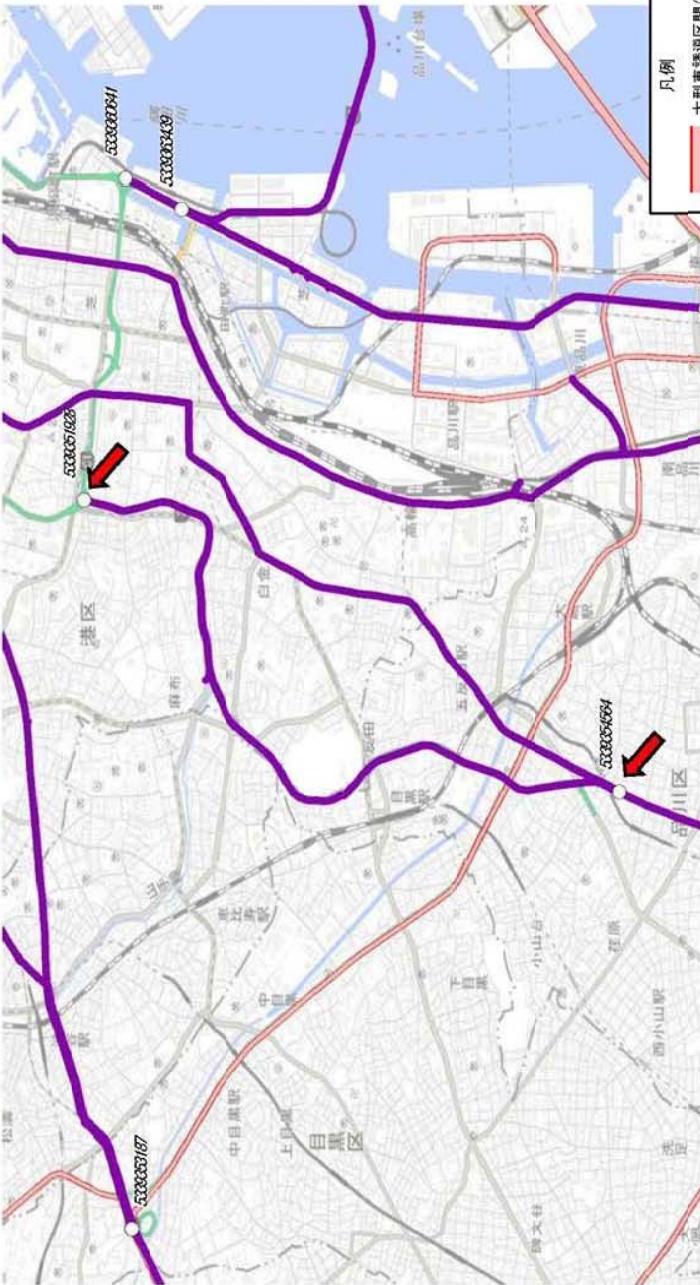


凡例
大型車認証区間(H29.3版)
対象外区間

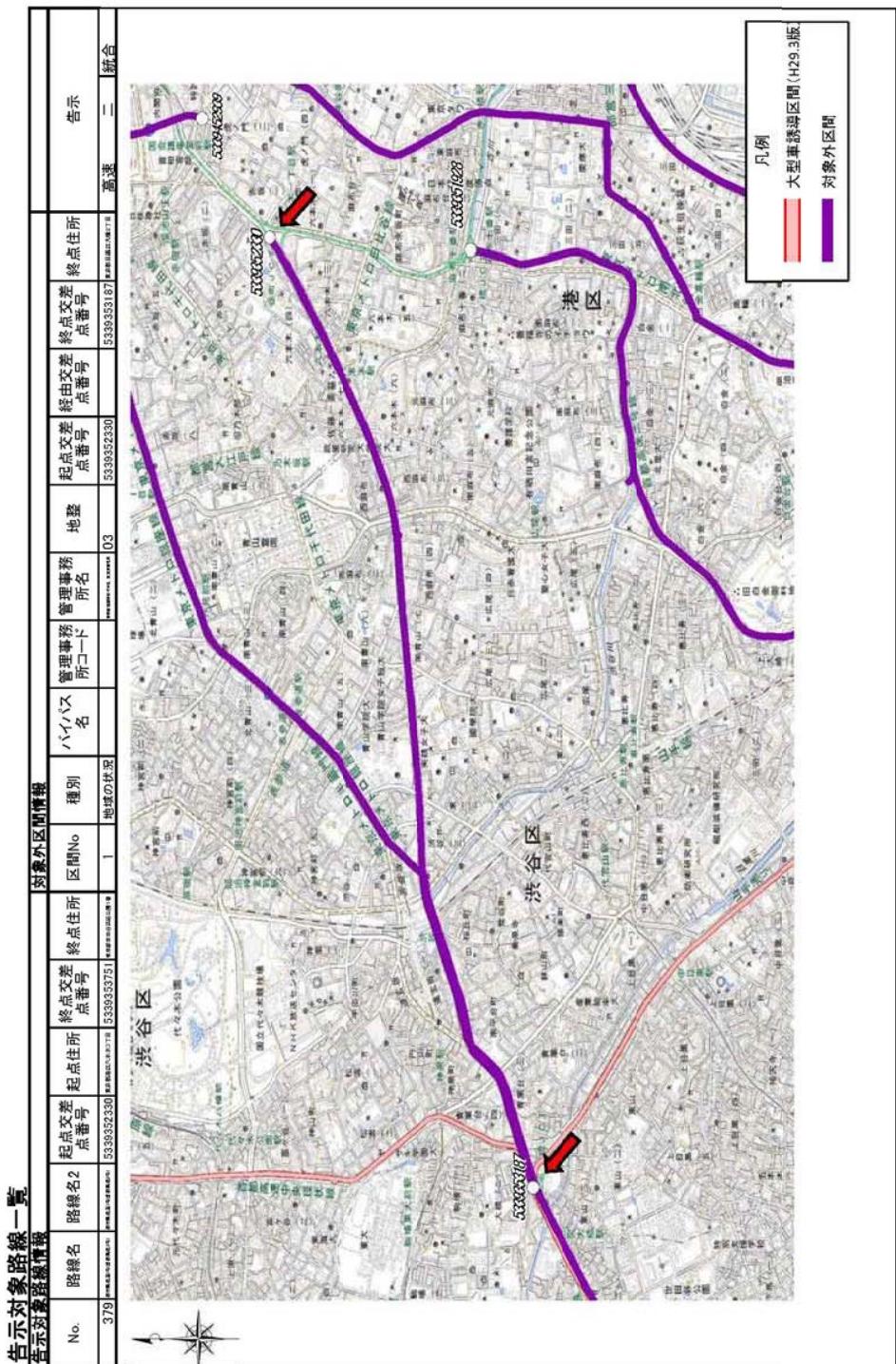
告示対象路線一覧

告示対象路線情報

No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点住所	終点交差点番号	終点住所	区間No	種別	ハイバス名	管理事務所コード	管理事務所名	地図	起点交差点番号	終点交差点番号	終点住所	告示
378			5338351928	中目黒駅前	5338334564	品川駅前	1	地図の表示		03	33951928					高速二 扇台

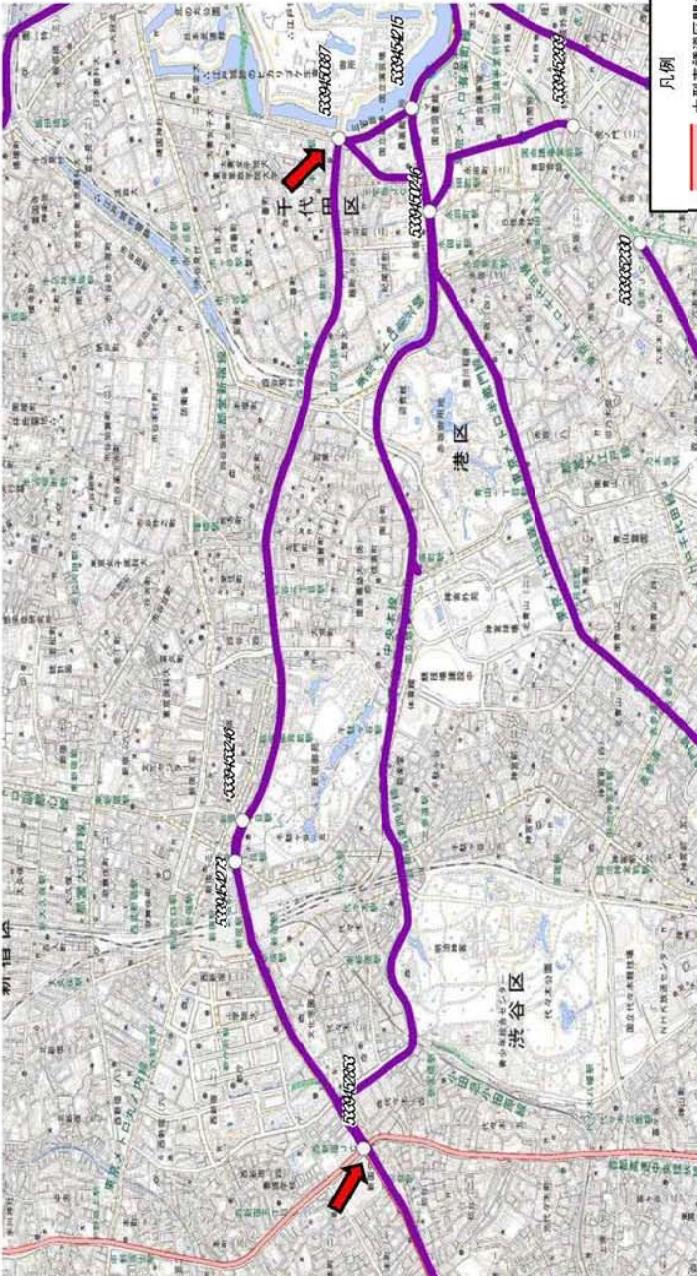


凡例
大型車認証区間(H29.3版)
対象外区間



告示対象路線一覧

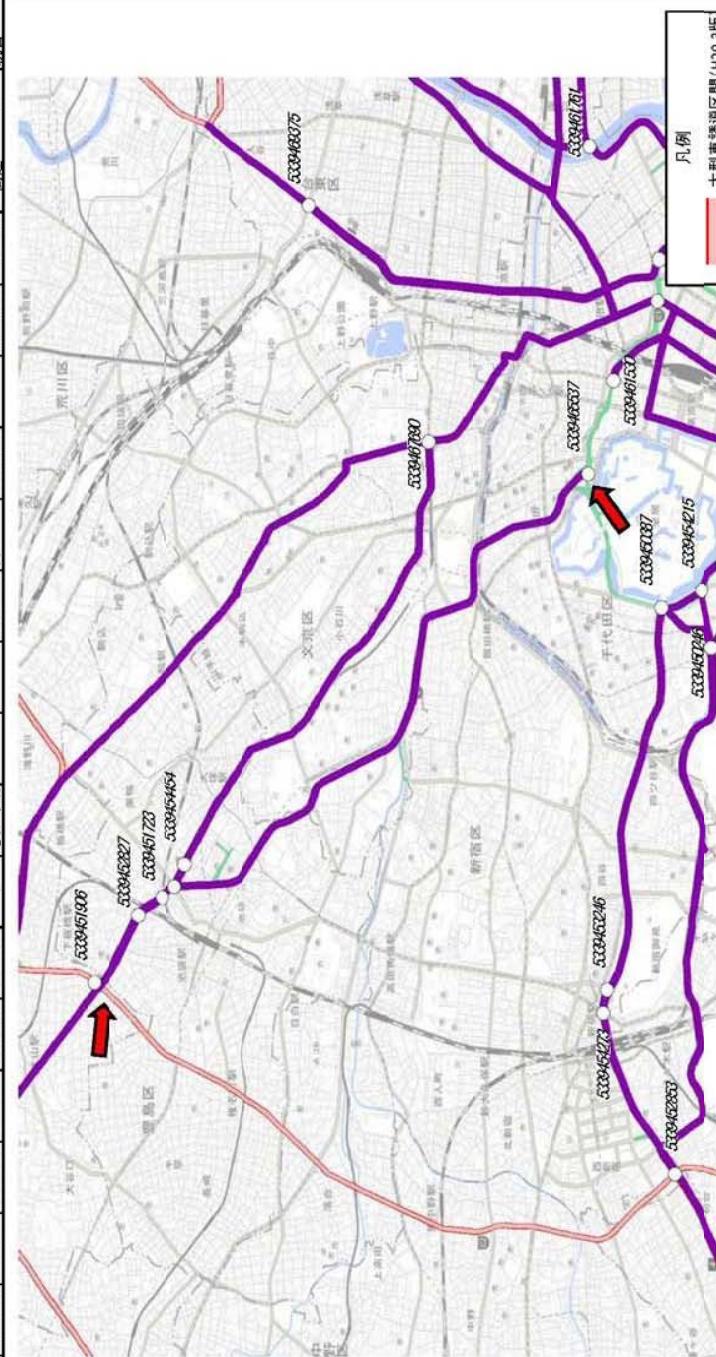
告示対象路線情報										対象外区間情報							
No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点住所	終点住所	終点交差点番号	終点住所	区間No.	種別	バイパス名	管理事務所コード	管理事務所名	地図	起点交差点番号	終点交差点番号	終点住所	告示
380			5339451437	新宿区西早稲田二丁目17番地前	渋谷区代々木一丁目15番地前	5339450387	渋谷区代々木一丁目15番地前	1	地図の表示		03	5339450387	5339452853	高速二	新宿		



凡例
大型車誤認区間(H29.3版)
対象外区間

告示対象路線一覧

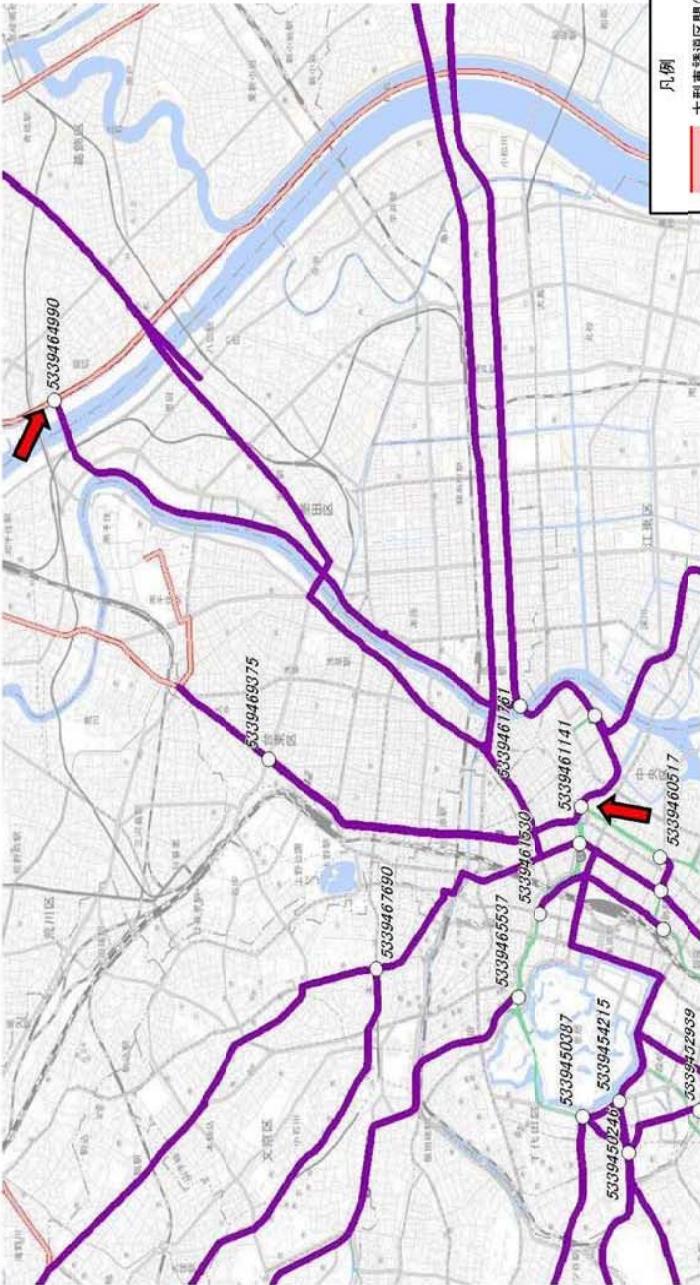
告示対象路線情報									
No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点住所	終点住所	終点交差点番号	終点住所	区間No.	種別
									バイバス名
381	新宿区	新宿区	533946533481	西新宿二丁目	豊島区	533946533481	西新宿二丁目	03	地図の表示



凡例
大型車誤認区間 (H29.3版)
対象外区間

告示対象路線一覧

告示対象路線情報									
No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点住所	終点住所	終点交差点番号	終点住所	区間No.	種別
									バイバス名
382			5339461141			5339464990		1	地図の表示

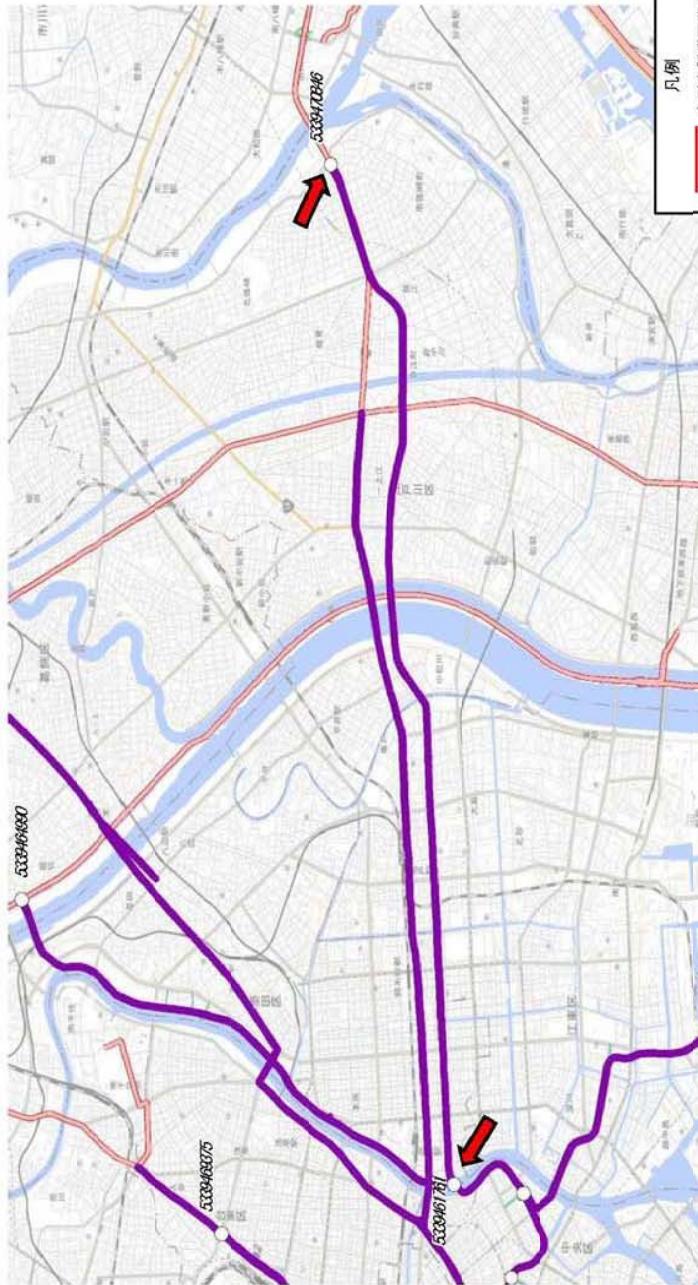


凡例
大型車設置区間(H29.3版)
対象外区間

告示対象路線一覧

告示対象路線情報

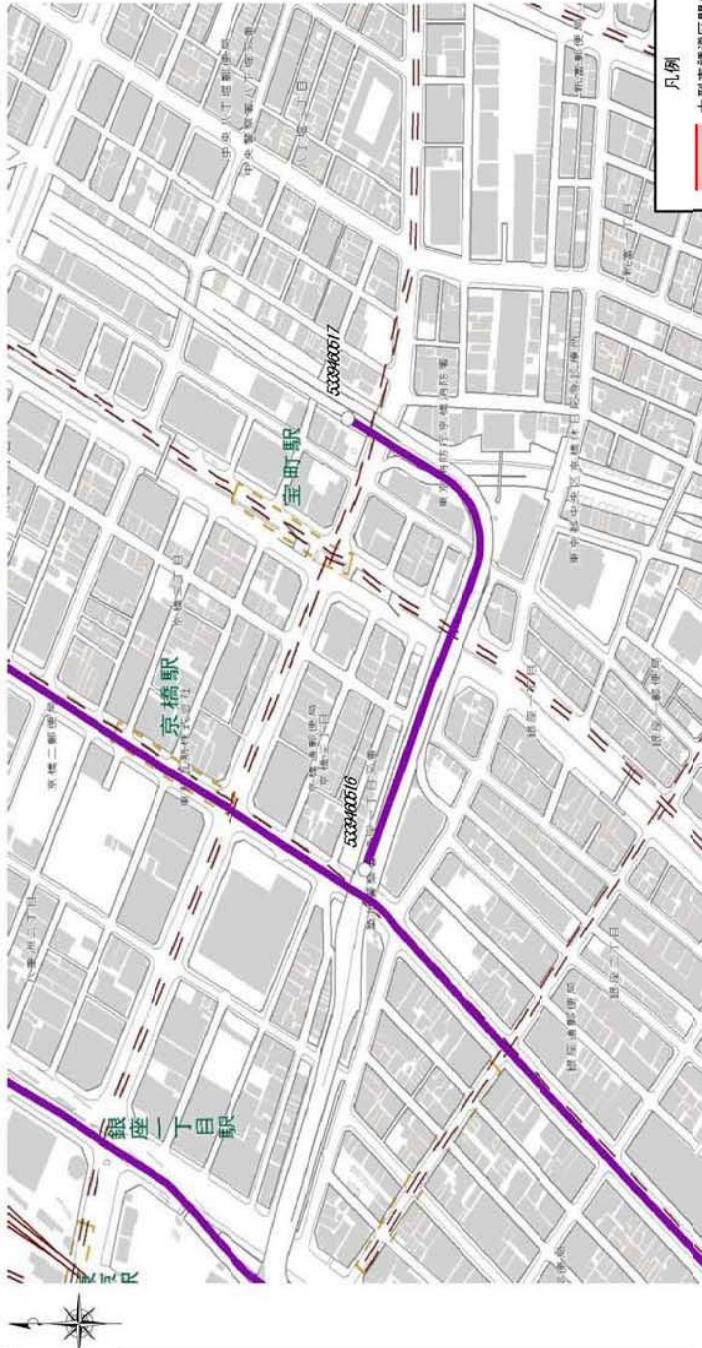
No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点住所	終点住所	終点交差点番号	管理事務所コード	管理事務所名	バイパス名	種別	地図の表示	起点交差点番号	終点交差点番号	終点住所	告示
383			5339470840	新宿区西早稲田二丁目18	豊島区南大塚二丁目10	5339470840	03	東京管		一般		5339470840	5339470840	新宿区	高速二 扇台



凡例
大型車設避区間 (H29.3版)
対象外区間

告示対象路線一覧

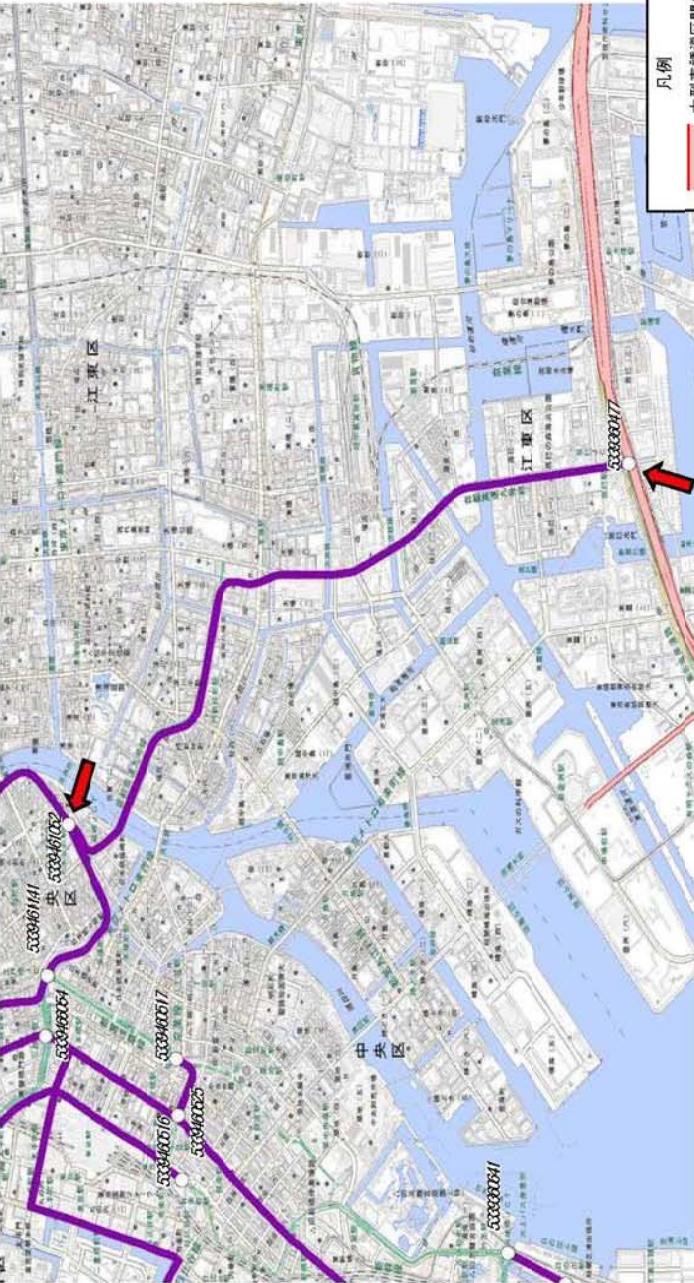
告示対象路線情報										対象外区間情報						
No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点住所	終点住所	終点交差点番号	区間No.	種別	ハイバス名	管理事務所コード	管理事務所名	地図	起点交差点番号	終点交差点番号	終点住所	告示
384			53394057	京橋駅前	宝町駅前	533940516	1	地図表示		03	東京支社	533940517	533940516	宝町駅前	高速二 新台	



凡例
■ 大型車設置区間(H29.3版)
■ 対象外区間

告示対象路線一覧

告示対象路線情報										対象外区間情報		
No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点住所	終点住所	終点交差点番号	終点住所	終点交差点番号	終点住所	終由交差点番号	終由交差点番号	終点住所
385			533946102	地図の表示	1	地図の表示	1	地図の表示	03	5339461032	5339360477	新台



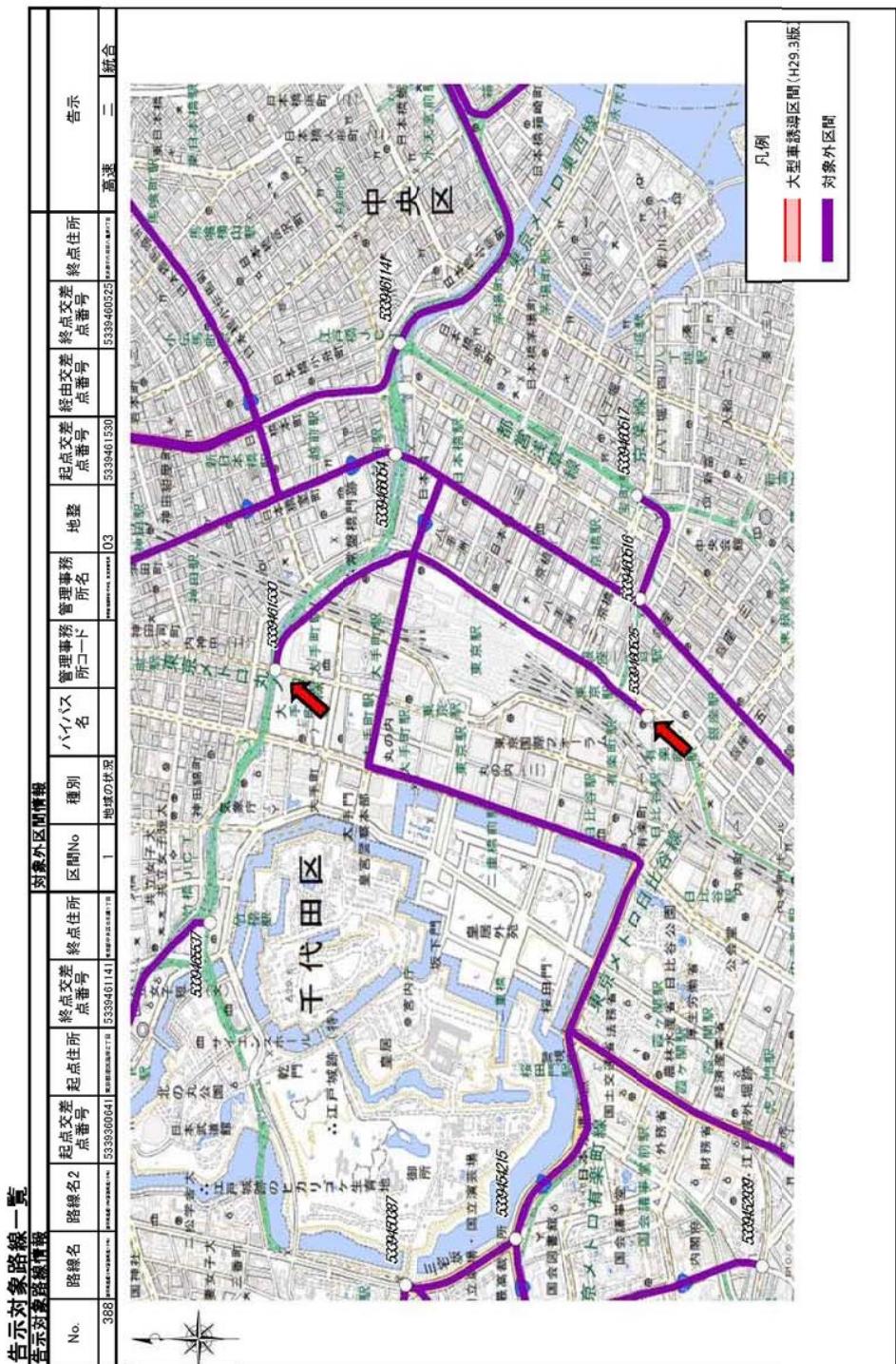
凡例
大型車説明区間(H29.3版)
対象外区間

告示対象路線一覧

告示対象路線情報										対象外区間情報			
No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点住所	終点住所	終点交差点番号	終点住所	区間No.	種別	バイバス名	管理事務所コード	管理事務所名	地図
387			5339361780	新豊洲駅	有明（一）	5339361780	有明（二）	1	地区の状況		03	39363439	起点交差点番号 終点交差点番号 終点住所 終点交差点番号 終点住所 告示

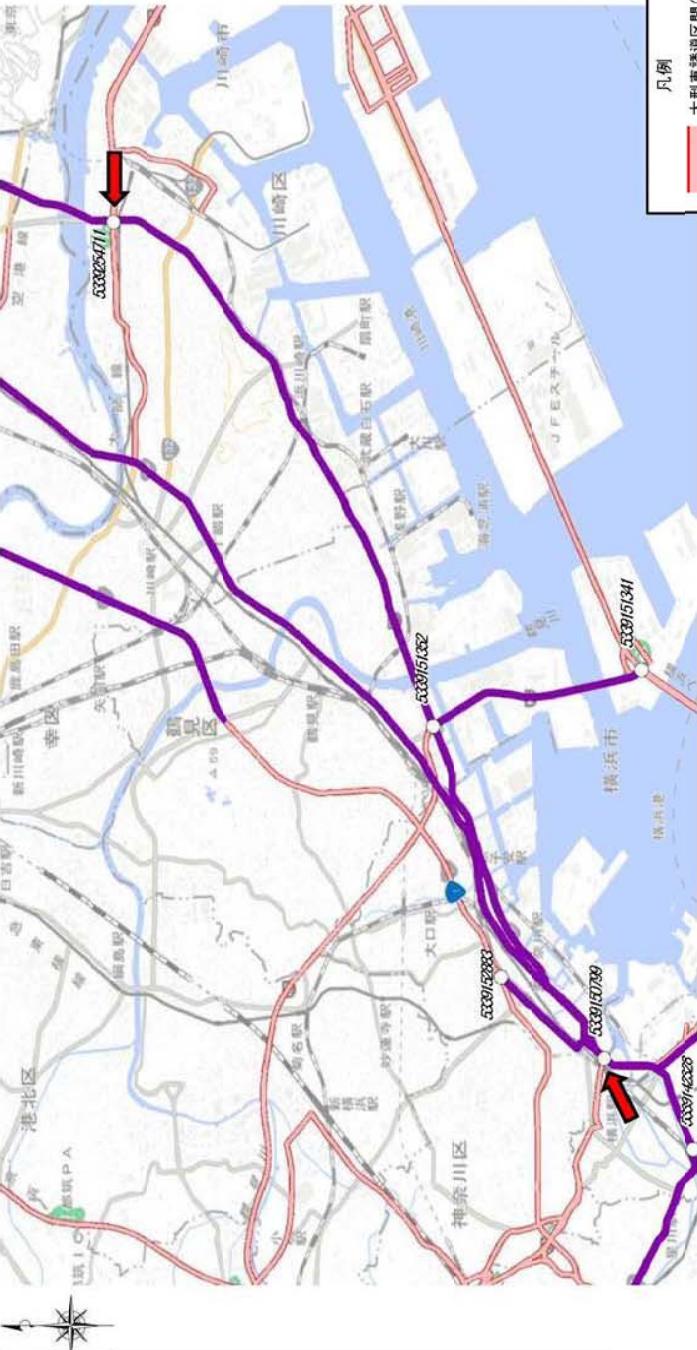


凡例
■ 大型車誘導区間(H29.3版)
■ 対象外区間

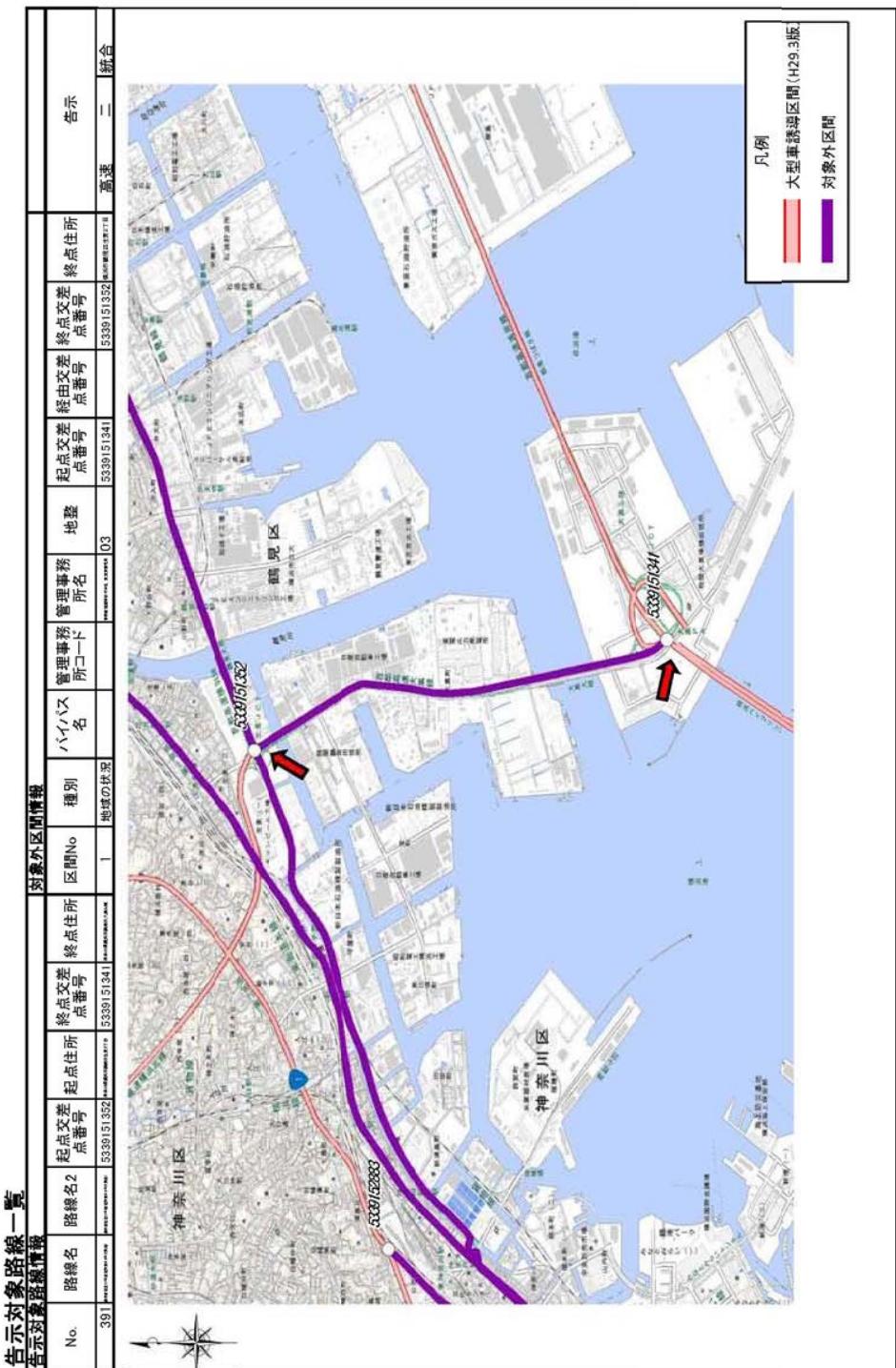


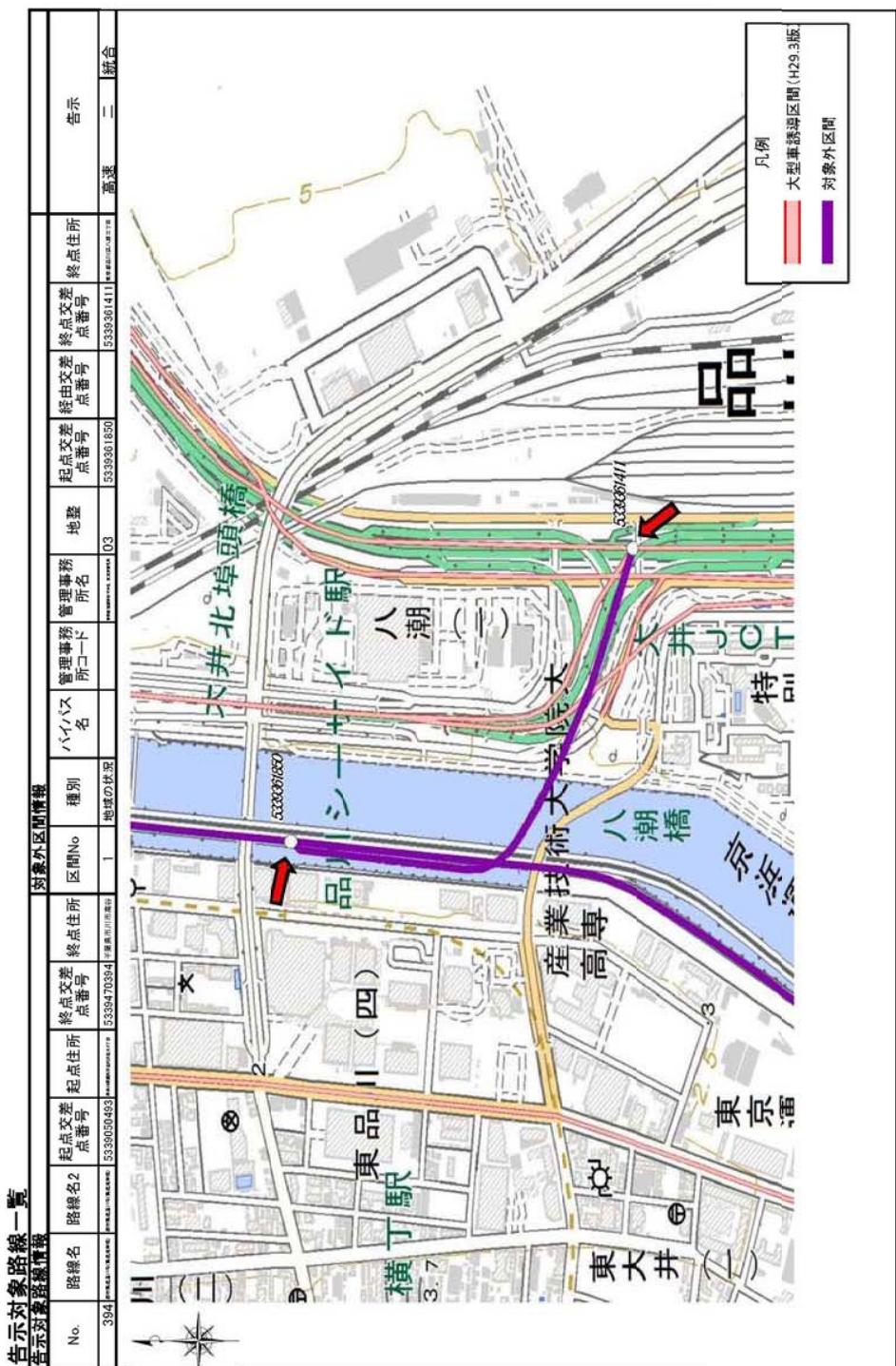
告示対象路線一覧

告示対象路線情報									
No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点住所	終点住所	終点交差点番号	終点住所	区間No.	種別
389			5339253703	53390151361				1	地図の表示



凡例
大型車誤認区間(H29.3版)
対象外区間





告示対象路線一覧

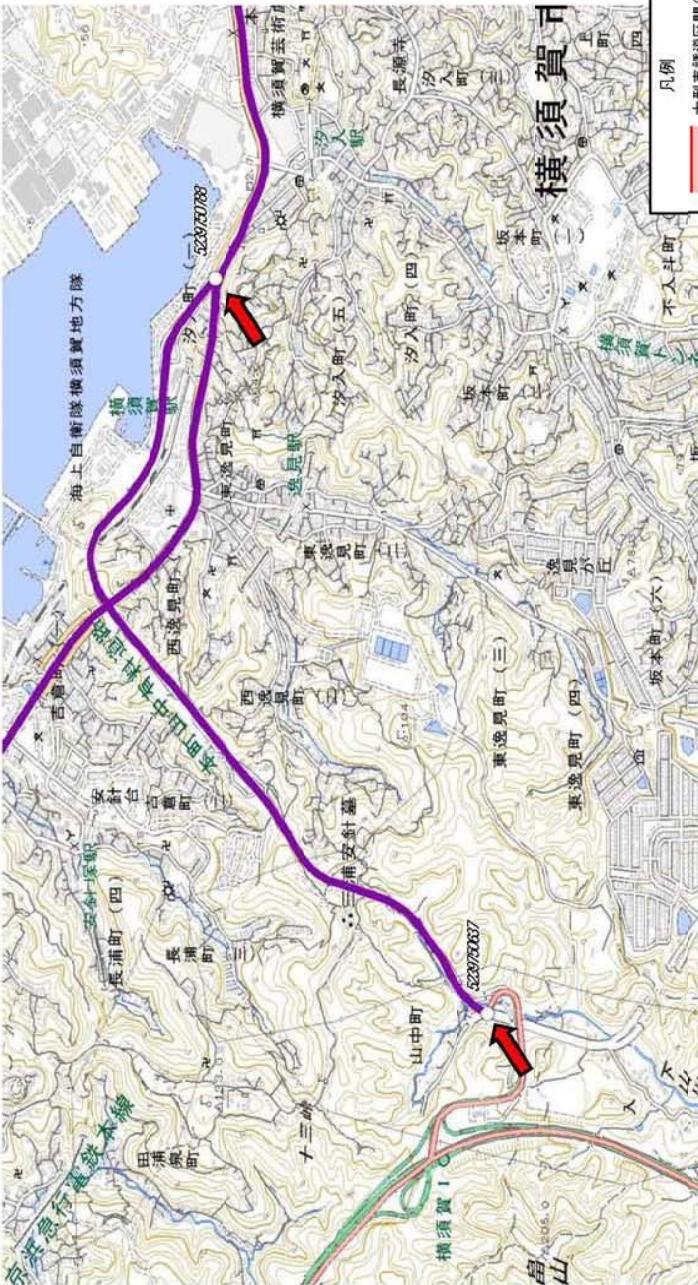
告示対象路線情報									
No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点住所	終点住所	終点交差点番号	終点住所	区間No.	種別
395			5339260114			5339260331		1	地図の表示



凡例
■ 大型車誤認区間(H29.3版)
■ 対象外区間

告示対象路線一覧

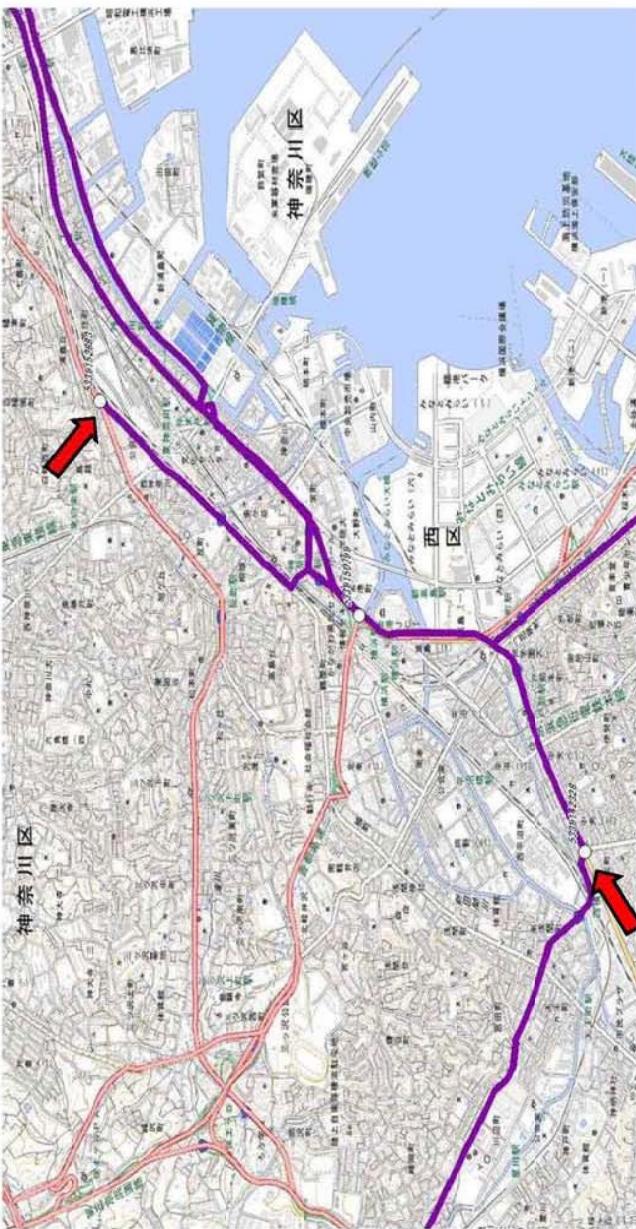
告示対象路線情報									
No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点住所	終点住所	終点交差点番号	区間No.	種別	バイパス名
440			5239750758			5239750637	1	地の状況	



凡例
大型車誘導区間(H29.3版)
対象外区間

告示対象路線一覧

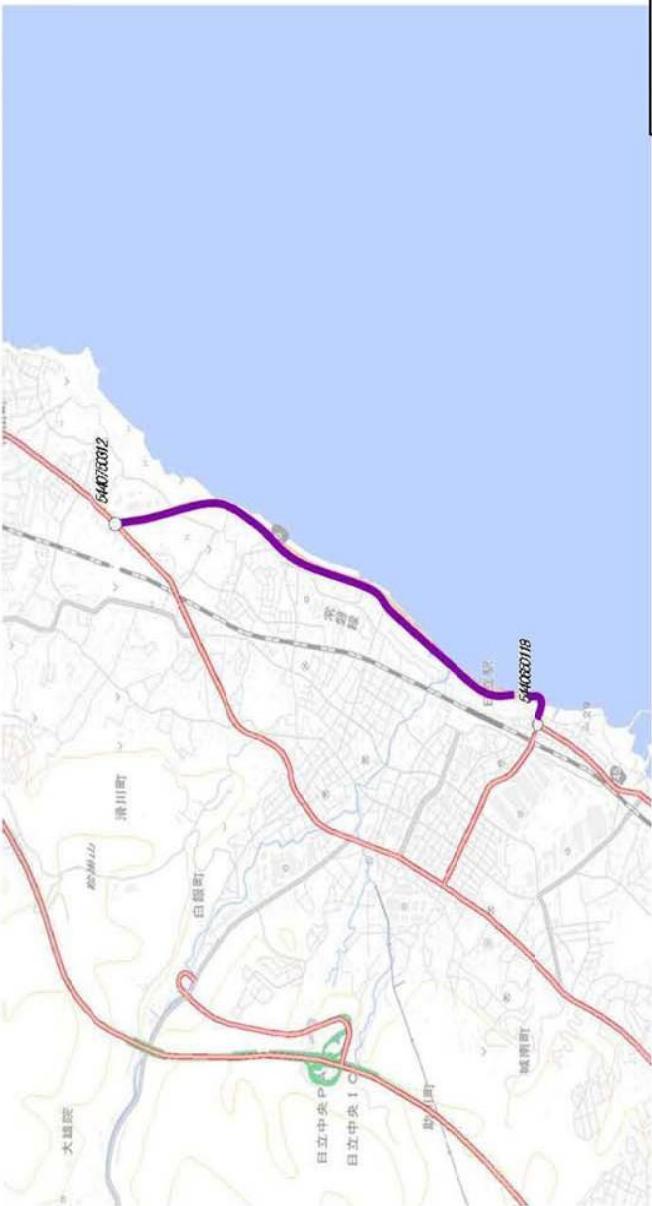
告示対象路線情報							対象外区間情報					
No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点住所	終点住所	終点交差点番号	区間No.	種別	ハイバス名	管理事務所コード	管理事務所名	地図
77	一般国道1号						4	その他		360830063	東京支社	



凡例
大型車誤認区間(H29.3版)
対象外区間

告示対象路線一覧

告示対象路線情報		対象外区間情報															
No.	路線名	路線名2	起点交差 点番号	起点住所	終点住所 点番号	終点交差 点番号	終点住所	区間No.	種別	ハイバス 名	管理事務 所コード	管理事務 所名	地図	起点交差 点番号	終点交差 点番号	終点住所	告示
102	一般国道6号		6440200612	横川町	6440200618	54402018	横川町	03	一般	54065018	5440750312	三河豊橋運転免許センター	四				



凡例
 大型車誤認区間(H29.3版)
 対象外区間

告示対象路線一覧

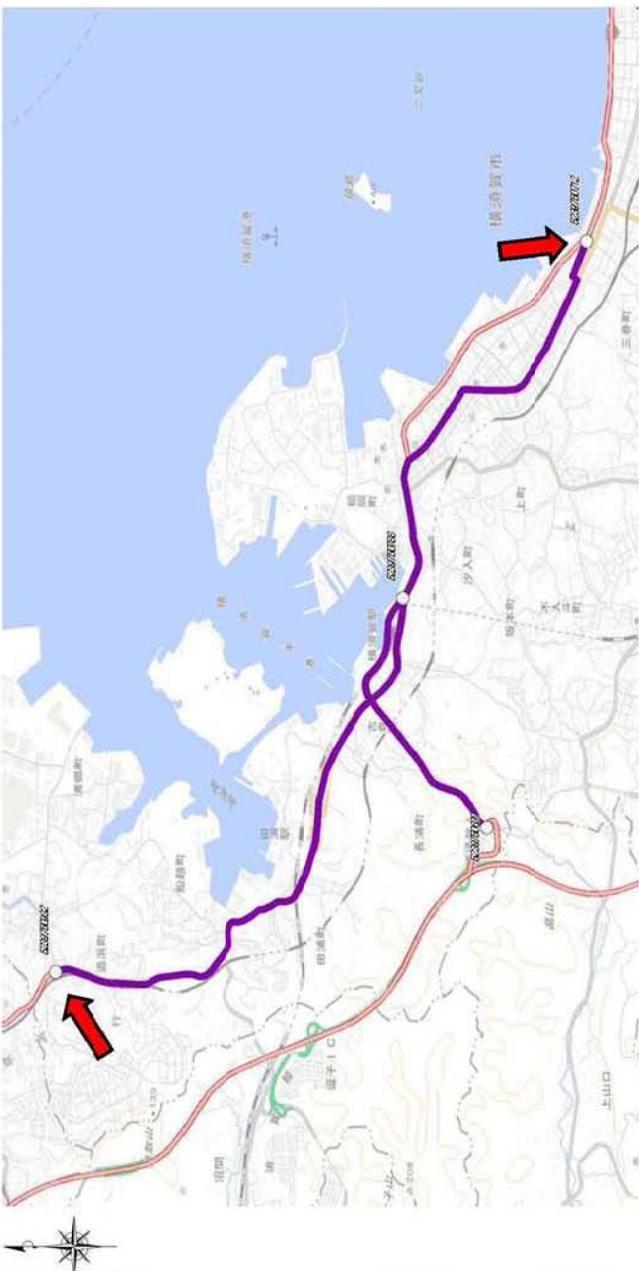
告示対象路線情報		対象外区間情報													
No.	路線名	路線名2	起点交差 点番号	起点住所	終点住所 点番号	終点交差 点番号	区間No.	種別	ハイバス 名	管理事務 所名	地図	起点交差 点番号	終点交差 点番号	終点住所	告示
131	一般国道16号	一般国道16号	5239760016	5239760016	5239760016	5239760016	1	その他			03	5239750106	5239750106	十五	—



凡例
大型車誤認区間(H29.3版)
対象外区間

告示対象路線一覧

告示対象路線情報		対象外区間情報														
No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点住所	終点住所	終点交差点番号	区間No.	種別	ハイバス名	管理事務所コード	管理事務所名	地図	起点交差点番号	終点交差点番号	終点住所	告示
32	-180703(6)						2	その他		03	三鷹市		5239750712	5239750932	三鷹市	二



凡例
大型車誤認区間(H29.3版)
対象外区間

告示対象路線一覧

告示対象路線情報

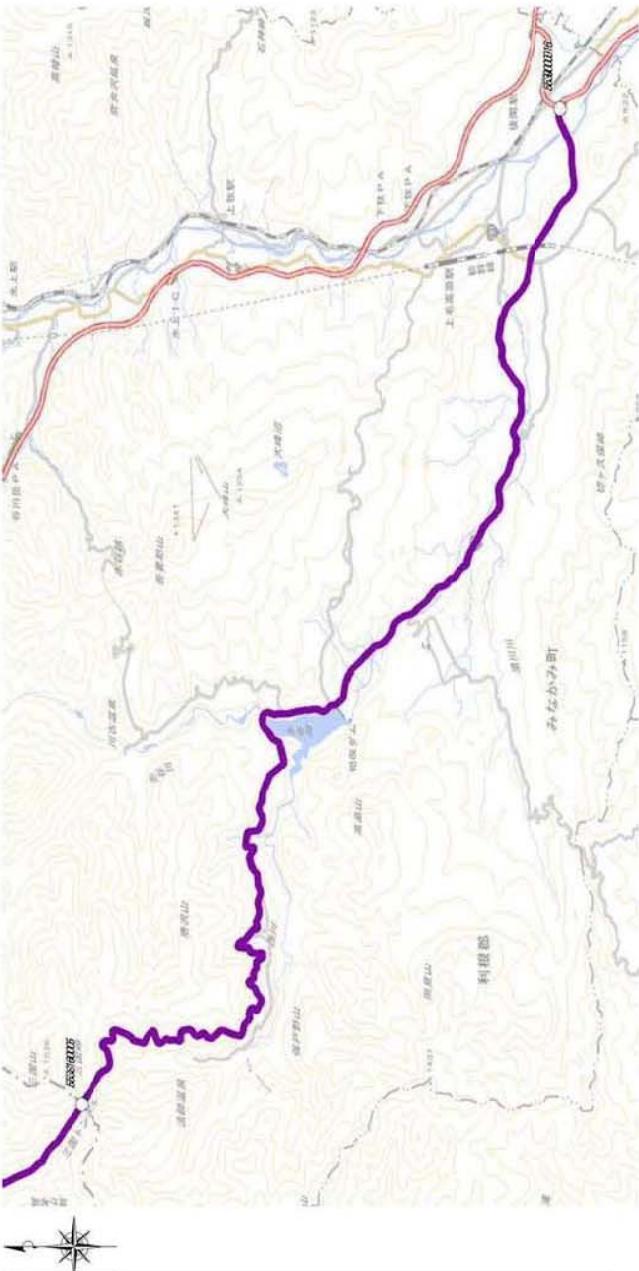
No.	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点住所	終点交差点番号	終点住所	区間No.	種別	ハイバス名	管理事務所コード	管理事務所名	地図	起点交差点番号	終点交差点番号	終点住所	告示
35	一般国道16号						5	その他		03	三重県道路整備部	533970040	523970042	富津市高津	五	



凡例
■ 大型車誘導区間(H29.3版)
■ 対象外区間

告示対象路線一覧

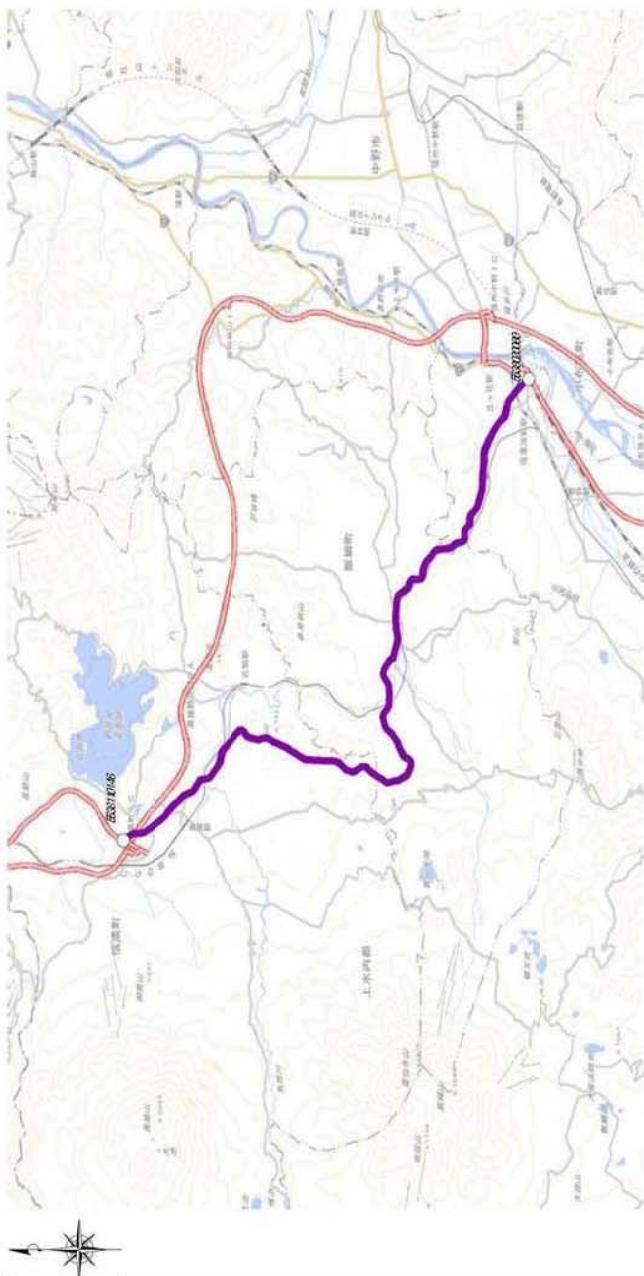
告示対象路線情報		対象外区間情報														
No.	路線名	路線名2	起点交差 点番号	起点住所	終点住所	終点交差 点番号	区間No.	種別	ハイバス 名	管理事務 所コード	管理事務 所名	地整	起点交差 点番号	終点交差 点番号	終点住所	告示
140	一般国道17号						7	その他		360830040	03	553900006	5538160000		五 扇台	



凡例
■ 大型車誤認区間(H29.3版)
■ 対象外区間

告示対象路線一覧

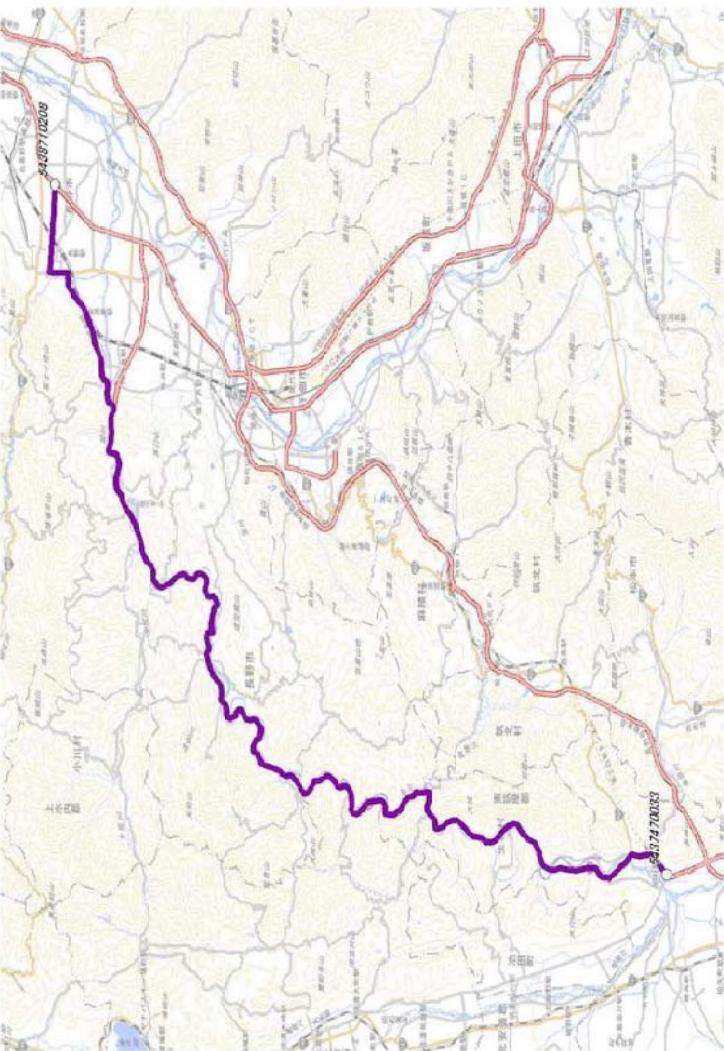
告示対象路線情報									
No.	路線名	路線名2	起点交差 点番号	起点住所	終点住所 点番号	終点交差 点番号	終点住所 点番号	バイパス 名	種別
144	一般国道16号	一般国道16号	54387016	伊豆市大原町大原	53362003	伊豆市大原町大原	53361046	伊豆大原	その他の



凡例
大型車誤認区間(H29.3版)
対象外区間

告示対象路線一覧

告示対象路線情報										
No	路線名	路線名2	起点交差点番号	起点生所	終点交差点番号	終点生所	区間No	種別	バイバス 名	管理事務所名
45 - 1 国道14号 二輪車道14号	523677015		533710208	2	その他		03	地盤	起点交差点番号 終点交差点番号	533710032 533710208



凡例
大型車誘導区間(H29.3版)
対象外区間

4) 除外区間の修正必要可否

本業務では、除外区間の設定区間の状況を整理した。

除外区間の特徴としては、次のような観点となる。

- 環状 8 号より内側のエリア（当初指定時に除外とする方針）
- 道路線形が緩やかでない（大型車の通行時に支障箇所が想定される路線）
- 大型車誘導区間が併用する区間（大型車の通行を優先路線に誘導）
- 誘導区間と接続していない孤立区間
- 一般交通量の混雑が予め想定される区間（駅前や観光施設と接続）